

摂津市障害者施策に関する長期行動計画

(第4次:前期計画中間見直し)

第6期摂津市障害福祉計画

第2期摂津市障害児福祉計画

令和3年3月

摂 津 市

はじめに



摂津市では、障害のある市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、障害のある市民一人ひとりが自己選択と自己決定の下に、自立と社会への参加・参画を実現し、その人らしい生活を送ることができる共生のまちづくりを目指し、平成30年(2018年)3月に「摂津市障害者施策に関する長期行動計画(第4次)」 「第5期摂津市障害福祉計画」「第1期摂津市障害児福祉計画」を策定し、その施策の推進を図って参りました。

その後、国においては、障害のある人に関わるさまざまな制度の改革に向け、障害者総合支援法、児童福祉法、障害者雇用促進法など、関係法令の制定・改正が進められております。

こうした状況を踏まえ、このたび、摂津市では「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を目指し、令和3年度(2021年度)から3年間を計画期間とした「第6期摂津市障害福祉計画」「第2期摂津市障害児福祉計画」を策定いたしました。

また、あわせて令和11年度(2029年度)までを計画期間としております「摂津市障害者施策に関する長期行動計画(第4次)」についても、施策の実施状況や社会情勢の変化等を踏まえ、前期計画の中間見直しを行いました。

今後は本計画に基づき、施策の推進に努めて参りますので、市民の皆様をはじめ、関係団体、機関等におかれましても、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました摂津市障害者施策推進協議会、摂津市障害者地域自立支援協議会の皆様をはじめ、アンケート、ヒアリングにご協力いただきましたすべての皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

摂津市長 森山 一正

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	5
第2章 摂津市の現状	7
1 障害者の状況	7
2 障害福祉計画・障害児福祉計画の実施状況	11
第3章 障害者施策に関する長期行動計画	17
1 基本的な考え方	17
2 施策の行動目標	22
第4章 第6期障害福祉計画	34
1 基本的な考え方	34
2 成果目標	36
3 自立支援給付によるサービスの見込量と確保策	43
4 地域生活支援事業の見込量と確保策	54
第5章 第2期障害児福祉計画	61
1 基本的な考え方	61
2 成果目標	65
3 障害児支援サービス等の見込量と確保策	68
4 子ども・子育て支援事業計画との整合について	72
第6章 計画の推進に向けて	73
参 考 資 料	74
1 策定体制と経過	74
2 アンケート調査・ヒアリング調査の結果	80

【SDGs（持続可能な開発目標）の推進】について

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs（持続可能な開発目標）の推進とは、2015年に国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない」社会を実現するため、国として積極的に取り組んでいる目標です。

本計画は、SDGsの17の目標のうち、次の目標達成に向けた取組を推進するものです。



目標3【すべての人に健康と福祉を】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4【質の高い教育をみんなに】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標8【働きがいも経済成長も】

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

近年、障害福祉サービス等に対するニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。さらに、障害者基本法の理念に基づき、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

また、障害の重度化や重複化、障害のある人と介護を担う家族の高齢化、親元からの自立生活や支える人がいなくなった際の生活支援、医療的ケア児の増加、制度の狭間にある人たちの生活困難等、障害のある人に対するさまざまな課題解決や支援強化が求められています。

本市では、「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第3次）」（前期計画：平成18年（2006年）3月策定）、後期計画：平成24年（2012年）3月策定）、「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第4次）」（平成30年（2018年）3月策定）において掲げてきた基本理念「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を目指して、障害のある市民が住み慣れた地域で安心して暮らし、自己選択と自己決定の下に自立と社会への参加・参画を実現できるように、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ計画的に展開してきました。

また、本市では、平成19年（2007年）3月に「摂津市障害福祉計画」を策定し、以降3年ごとに改定するとともに、平成30年（2018年）3月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」とします。）及び「児童福祉法」の改正を受けて新たに「第1期摂津市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス、障害児福祉サービス等が身近な地域において提供されるよう推進してきました。

このたび、「第5期摂津市障害福祉計画」「第1期摂津市障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度（2020年度）をもって終了することから、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の規定により「第6期摂津市障害福祉計画」「第2期摂津市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その達成方策を明らかにします。

また、あわせて「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第4次）」についても、施策の実施状況や社会情勢の変化等を踏まえ、内容の見直しを行うこととします。

(2) 国や大阪府の動向

前計画の策定に前後して、国においては、障害のある人に関わるさまざまな制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。

近年の法制度の制定・改正状況を概括すると、次のようになります。

国における法令等の制定・改正
●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行 《平成28年(2016年)》
●成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）の施行 《平成28年(2016年)》
●精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）の改正 《平成28年(2016年)》
●発達障害者支援法の改正《平成28年(2016年)》
●社会福祉法の改正《平成29年(2017年)、令和2年(2020年)》
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） 及び児童福祉法の改正《平成30年(2018年)》
●障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正 《平成30年(2018年)》
●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）の施行 《平成30年(2018年)》
●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正 《平成31年(2019年)》
●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の施行 《令和元年(2019年)》

大阪府においても、令和3年度(2021年度)を始期とする「第5次大阪府障がい者計画」(第6期大阪府障がい福祉計画と第2期大阪府障がい児福祉計画の内容を含む)を策定し、障害福祉施策のより総合的・計画的な推進に向けて各種の取組が進められます。

(3) 障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に向けた国及び大阪府の考え方

① 国の基本指針

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に向けて、令和2年(2020年)5月に国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」とします。)の内容を概括すると、次のようになります。

基本的理念	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 4 地域共生社会の実現に向けた取組 5 障害児の健やかな育成のための発達支援 6 障害福祉人材の確保 7 障害者の社会参加を支える取組
障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実 6 依存症対策の推進
相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1 相談支援体制の構築 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保 3 発達障害者等に対する支援 4 協議会の設置等
障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域支援体制の構築 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 3 地域社会への参加・包容の推進 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 5 障害児相談支援の提供体制の確保

② 大阪府の基本的な考え方

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に向けて、大阪府が令和2年(2020年)10月に示した「第6期市町村障がい福祉計画及び第2期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」の内容を概括すると、次のようになります。

市町村においては、第4次大阪府障がい者計画（平成24年度(2012年度)～令和2年度(2020年度)）の基本理念、基本原則及び最重点課題や令和3年度を始期とする第5次大阪府障がい者計画の策定に係る大阪府障がい者施策推進協議会の意見具申等にも配慮の上、本計画を作成する。

第4次大阪府障がい者計画（平成24年度(2012年度)～令和2年度(2020年度)）

基本理念	人が人間（ひと）として支えあひともにいきる自立支援社会づくり
基本原則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利の主体としての障がい者の尊厳の保持 ・ 社会的障壁の除去・改善 ・ 障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求 ・ 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現 ・ 多様な主体による協働
最重点課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進 ・ 障がい者の就労支援の強化 ・ 施策の谷間にあった分野への支援の充実

第5次大阪府障がい者計画策定に係る大阪府障がい者施策推進協議会意見具申

基本理念	全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり
基本原則	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持 2 多様な主体の協働による地域づくり 3 あらゆる分野における大阪府全体の底上げ 4 合理的配慮の追求によるバリアフリーの充実 5 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

障害者施策に関する長期行動計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、摂津市における障害者施策の基本的な計画となるものです。

第6期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」として、摂津市における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、「市町村障害者計画」の実施計画的な性格を有するものです。

第2期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、摂津市では障害福祉計画と一体的に策定します。

本計画は、国や大阪府が示す基本的な考え方や計画等の内容をふまえるとともに、摂津市行政経営戦略の分野「福祉」の施策「障害福祉」について、「第4期摂津市地域福祉計画」をふまえながら、具体的な施策の展開を示すものです。また、障害福祉に関連するほかの分野計画（「せつつ高齢者がかやきプラン」「まちごと元気！健康せつつ21」「摂津市子ども・子育て支援事業計画」等）との整合性を図りながら策定しています。

(2) 計画の対象

本計画が対象とする「障害者」及び「障害のある人」とは、「障害者基本法」第2条で定められている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。また、その中で18歳未満の人を、「障害児」とします。

(3) 計画の期間

摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第4次）は、平成30年度(2018年度)から令和11年度(2029年度)までの12年間を計画期間としており、平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までを計画の前期計画としています。

第6期摂津市障害福祉計画及び第2期摂津市障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間とします。

計画の進捗状況については、定期的に評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

「障害者施策に関する長期行動計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の計画期間

年度	平成30	令和元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
障害者施策に関する長期行動計画	第4次計画（前期）						第4次計画（後期）					
障害福祉計画	第5期		第6期障害福祉計画			第7期		第8期				
障害児福祉計画	第1期		第2期障害児福祉計画			第3期		第4期				

(4) 計画の策定方法

計画の策定に当たり、障害者施策への市民意識や障害のある人の実態、各種サービス利用の現状、意向等を把握することを目的に、「摂津市の障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。また、当事者団体及び関連団体、事業者を対象として、各団体における活動の実態や課題、施策への意見、サービス提供事業所の今後の整備方針などをヒアリング調査で把握し、施策立案の参考としました。

策定体制については、本計画の各施策に関連する担当課との協議・調整を行いながら、目標設定や施策の立案を行い、保健、医療、福祉、教育関係者や当事者団体などの各代表、学識経験者によって構成される「摂津市障害者施策推進協議会」及び「摂津市障害者地域自立支援協議会」において審議を行いました。

また、策定過程において計画案を公表し広く意見を求めるため、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

第2章 摂津市の現状

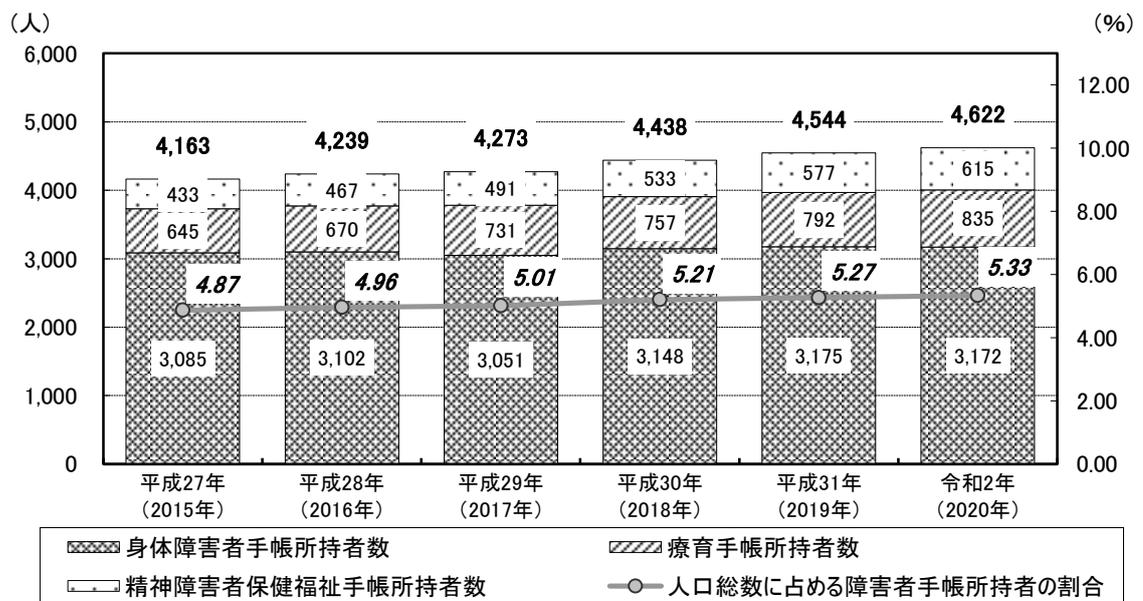
1 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の合計）は、令和2年(2020年)3月末現在で4,618人となっております。

本市の人口に占める障害者手帳所持者の比率をみても平成27年(2015年)3月末現在の4.87%から令和2年(2020年)3月末現在には5.33%と増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数と人口総数に占める割合の推移



※各年3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、住民基本台帳人口をもとに算出。

※障害者手帳の重複所持者が含まれるため、実人数ではありません。

《身体障害者》

身体障害者手帳の所持者数は、令和2年(2020年)3月末現在で3,172人となっています。障害種別ごとにみると、肢体不自由、内部障害の順で多くなっています。

年齢別には、18歳未満の人は2.0%にとどまり、65歳以上の人が72.6%を占めるなど、高齢化が進んでいます。

年齢別・障害種別身体障害者手帳所持者数(人)

	総数	視覚障害	聴覚・ 平衡機能 障害	音声・ 言語・ そしゃく 機能障害	肢不 自 由	内部障害
平成27年	3,085	172	226	52	1,807	828
平成28年	3,102	179	230	49	1,789	855
平成29年	3,051	171	231	46	1,733	870
平成30年	3,148	177	236	42	1,773	920
平成31年	3,175	178	236	38	1,772	951
令和2年	3,172	177	238	40	1,756	961
0～17歳	64	1	4	0	43	16
18～64歳	804	49	41	16	463	235
65歳以上	2,304	127	193	24	1250	710

※各年3月末現在

《知的障害者》

療育手帳の所持者数は、令和2年(2020年)3月末現在で835人と増加傾向にあります。障害等級別では、軽度であるB2が全体の42.6%を占めて多く、年齢別には、18歳未満の人が30.7%、18歳以上の人69.3%の割合になっています。

年齢別・等級別療育手帳所持者数(人)

	総数	A	B1	B2
平成27年	645	267	137	241
平成28年	670	279	142	249
平成29年	731	291	159	281
平成30年	757	297	159	301
平成31年	792	302	160	330
令和2年	835	314	165	356
0～17歳	256	73	34	149
18～64歳	547	223	121	203
65歳以上	32	18	10	4

※各年3月末現在

《精神障害者》

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和2年(2020年)3月末現在で615人と増加傾向にあります。年齢別には、18歳未満の人が4.7%、18歳以上の人95.3%の割合になっています。

年齢別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)

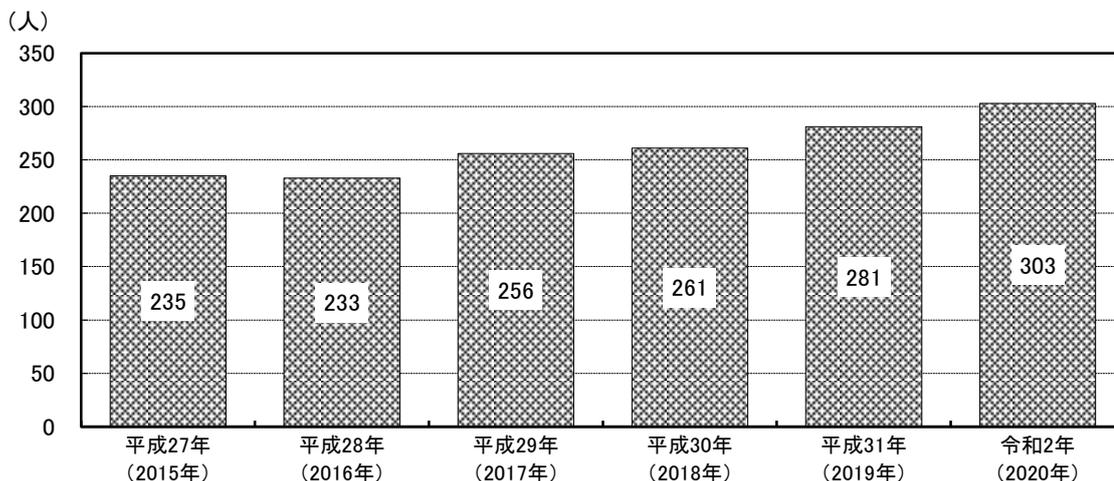
	総数	1級	2級	3級
平成27年	433	45	291	97
平成28年	467	40	315	112
平成29年	491	35	320	136
平成30年	533	32	339	162
平成31年	577	41	334	202
令和2年	615	45	345	225
18歳未満	29	1	12	16
18歳以上	586	44	333	209

※各年3月末現在

《障害のある子どもの状況》

障害者手帳を所持する18歳未満の子どもの人数は、令和2年(2020年)3月末現在303人で、平成28年(2016年)以降増加傾向にあります。

18歳未満の障害者手帳所持者数の推移



※各年3月末現在

《障害支援区分認定者の状況》

障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定の状況は、下表のとおりです。認定者数は、令和2年(2020年)3月末現在467人となっています。

障害支援(程度)区分認定の状況(人)

障害種別	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
平成28年	433	7	60	148	85	68	65
平成29年	452	6	58	153	94	68	73
平成30年	451	8	53	150	94	72	74
平成31年	450	8	46	145	101	71	79
令和2年	467	7	51	144	112	73	80
身体障害者	125	5	18	32	17	18	35
知的障害者	257	1	17	73	71	50	45
精神障害者	85	1	16	39	24	5	0

※各年3月末現在

※区分の数字が大きいほどより介護・支援を必要とする状態を意味します。

2 障害福祉計画・障害児福祉計画の実施状況

「第5期摂津市障害福祉計画」「第1期摂津市障害児福祉計画」（平成30年(2018年)3月策定）で掲げた成果目標の達成状況、サービス見込量に対する利用状況については、次のとおりです。

(1) 成果目標の達成状況

① 第5期障害福祉計画

目標項目		令和元年度(末) 実績	令和2年度(末) 数値目標
施設入所者の地域生活への移行	地域生活への移行者数 (目標年度末までの累計者数)	3人	6人
	施設入所者数	66人	69人
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	設置
障害者の地域生活の支援	地域生活支援拠点の整備	無	1か所
福祉施設から一般就労への移行	年間一般就労移行者数	22人	20人
	就労移行支援事業の利用者数	62人	61人
	就労移行支援事業所ごとの就労移行率	0%	50%以上
	就労定着支援による職場定着率	0%	80%以上
	就労継続支援(B型)事業所における平均工賃額	16,482円	18,000円

② 第1期障害児福祉計画

目標項目		令和元年度(末) 実績	令和2年度(末) 数値目標
障害や発達に課題のある児童に対する重層的な地域支援体制の構築	児童発達支援センターの充実 (設置)	1か所	1か所
	保育所等訪問支援の充実	3か所	3か所
主に重症心身障害児を支援する事業所の確保		児童発達支援 0か所 放課後等デイサービス 0か所	児童発達支援 1か所 放課後等デイサービス 1か所

(2) 障害福祉サービス等の見込量

① サービスの利用実績（月平均）

サービス名	種別	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
居宅介護	身体(時間/月)	1,092	1,180	1,179	1,364	1,273	1,399
	知的(時間/月)	284	269	293	269	302	298
	精神(時間/月)	338	296	348	477	358	491
	障害児(時間/月)	478	266	488	212	498	181
	合計(時間/月)	2,192	2,011	2,308	2,322	2,431	2,369
重度訪問介護	身体(時間/月)	1,636	1,567	1,636	1,593	1,636	1,630
	知的(時間/月)	0	0	0	0	0	0
	精神(時間/月)	0	0	0	0	0	0
	合計(時間/月)	1,636	1,567	1,636	1,593	1,636	1,630
同行援護	身体(時間/月)	230	327	235	438	240	385
	障害児(時間/月)	0	0	0	0	0	0
	合計(時間/月)	230	327	235	438	240	385
行動援護	知的(時間/月)	0	68	0	74	0	43
	精神(時間/月)	0	0	0	0	0	0
	障害児(時間/月)	0	0	0	0	0	0
	合計(時間/月)	0	68	0	74	0	43
重度障害者等包括支援	身体(時間/月)	0	0	0	0	0	0
	知的(時間/月)	0	0	0	0	0	0
	精神(時間/月)	0	0	0	0	0	0
	障害児(時間/月)	0	0	0	0	0	0
	合計(時間/月)	0	0	0	0	0	0
短期入所	身体(人日分/月)	46	57	51	49	56	41
	知的(人日分/月)	240	175	260	180	280	166
	精神(人日分/月)	5	0	5	9	5	10
	障害児(人日分/月)	31	51	33	47	35	35
	合計(人日分/月)	322	283	349	285	376	252

※令和2年度(2020年度)については令和2年(2020年)9月までの実績値をもとにした見込量

※サービス見込量の単位の「人日分」は延べ利用日数のことです。

サービス名	種別	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
生活介護	身体(人日分/月)	660	661	680	697	700	712
	知的(人日分/月)	3,000	3,038	3,060	3,032	3,121	3,041
	精神(人日分/月)	423	358	431	359	440	327
	合計(人日分/月)	4,083	4,057	4,171	4,088	4,261	4,080
自立訓練 ・機能訓練 ・生活訓練 ・宿泊型	身体(人日分/月)	32	0	32	0	32	0
	知的(人日分/月)	230	179	230	115	230	128
	精神(人日分/月)	40	28	40	40	40	52
	合計(人日分/月)	302	201	302	134	302	149
就労移行支援	身体(人日分/月)	15	2	15	13	15	15
	知的(人日分/月)	190	263	200	270	210	227
	精神(人日分/月)	180	302	190	396	200	396
	合計(人日分/月)	385	567	405	679	425	638
就労継続支援(A型)	身体(人日分/月)	45	69	50	122	55	141
	知的(人日分/月)	50	65	55	129	60	148
	精神(人日分/月)	120	214	140	317	160	327
	合計(人日分/月)	215	348	245	568	275	616
就労継続支援(B型)	身体(人日分/月)	160	127	180	89	200	58
	知的(人日分/月)	1,200	1,111	1,250	1,239	1,300	1,258
	精神(人日分/月)	130	136	140	215	150	316
	合計(人日分/月)	1,490	1,374	1,570	1,543	1,650	1,632
就労定着支援	身体(人/月)	2	0	3	0	4	0
	知的(人/月)	9	4	10	6	12	8
	精神(人/月)	3	6	4	10	4	12
	合計(人/月)	14	10	17	16	20	20
療養介護	(人/月)	12	11	13	10	13	11
自立生活援助	身体(人/月)	0	0	0	0	0	0
	知的(人/月)	1	0	1	0	1	0
	精神(人/月)	1	0	1	0	1	0
	合計(人/月)	2	0	2	0	2	0
共同生活援助 (グループホーム)	身体(人/月)	3	2	3	2	4	2
	知的(人/月)	65	64	70	62	75	64
	精神(人/月)	17	20	18	17	19	15
	合計(人/月)	85	86	91	81	98	81
施設入所支援	身体(人/月)	10	9	10	9	9	9
	知的(人/月)	62	60	61	57	60	57
	精神(人/月)	0	0	0	0	0	0
	合計(人/月)	72	69	71	66	69	66

※令和2年度(2020年度)については令和2年(2020年)9月までの実績値をもとにした見込量

※サービス見込量の単位の「人日分」は延べ利用日数のことです。

第2章 摂津市の現状

サービス名	種別	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
計画相談支援	身体(人/月)	30	32	31	39	32	43
	知的(人/月)	65	59	67	67	69	82
	精神(人/月)	45	49	46	52	47	56
	障害児(人/月)	5	0	5	0	5	0
	合計(人/月)	145	140	149	158	153	181
地域移行支援	身体(人/月)	0	0	0	0	0	0
	知的(人/月)	1	0	1	0	1	0
	精神(人/月)	1	0	1	0	1	0
	合計(人/月)	2	0	2	0	2	0
地域定着支援	身体(人/月)	0	0	0	0	0	0
	知的(人/月)	1	0	1	0	1	0
	精神(人/月)	1	0	1	0	1	0
	合計(人/月)	2	0	2	0	2	0

※令和2年度(2020年度)については令和2年(2020年)9月までの実績値をもとにした見込量

② 地域生活支援事業の実施状況（年間）

事業名等		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込	
理解促進研修・啓発事業		有	有	有	有	有	有	
自発的活動支援事業		有	有	有	有	有	有	
相談支援事業	障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	
	基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	有	有	有	
	住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無	
成年後見制度利用支援事業(利用者数)		1人	0人	1人	0人	1人	0人	
成年後見制度法人後見支援事業		無	無	無	無	無	無	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	10人	33人	10人	25人	10人	12人	
	要約筆記者派遣事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	手話通訳者設置事業	1人	1人	1人	1人	1人	1人	
手話奉仕員養成研修事業		1人	0人	1人	0人	1人	0人	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	4件	6件	5件	1件	6件	4件	
	自立生活支援用具	20件	11件	21件	15件	22件	18件	
	在宅療養等支援用具	20件	13件	21件	15件	22件	36件	
	情報・意思疎通支援用具	17件	16件	18件	14件	19件	8件	
	排泄管理支援用具	2,000件	1,977件	2,050件	1,931件	2,100件	1,760件	
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	4件	2件	5件	1件	6件	2件	
移動支援事業	身体障害者	利用者数	55人	53人	57人	48人	60人	35人
		利用時間数	8,200時間	9,141時間	8,300時間	8,215時間	8,400時間	6,261時間
	知的障害者	利用者数	100人	124人	105人	112人	110人	74人
		利用時間数	11,500時間	12,552時間	12,000時間	11,590時間	12,500時間	6,126時間
	精神障害者	利用者数	8人	8人	9人	10人	10人	4人
		利用時間数	200時間	362時間	220時間	548時間	240時間	233時間
障害児	利用者数	40人	20人	40人	12人	40人	7人	
	利用時間数	4,500時間	2,383時間	4,500時間	1,089時間	4,500時間	628時間	
地域活動支援センター事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
	利用者数	150人	216人	150人	216人	150人	216人	
任意事業	日中一時支援事業	300人	38人	310人	31人	320人	28人	
	訪問入浴サービス事業	4人	3人	4人	4人	4人	3人	

※令和2年度(2020年度)については令和2年(2020年)9月までの実績値をもとにした見込量

③ 障害児支援サービスの利用実績（月平均）

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
児童発達支援	利用者数[人/月]	120	121	120	153	120	122
	利用量[人日分/月]	500	540	500	612	500	630
医療型児童発達支援	利用者数[人/月]	7	6	7	10	7	6
	利用量[人日分/月]	60	56	60	46	60	75
放課後等デイサービス	利用者数[人/月]	200	227	210	222	220	236
	利用量[人日分/月]	2,000	2,092	2,100	2,176	2,200	2,126
保育所等訪問支援	訪問回数[回/月]	28	18	30	24	32	28
障害児相談支援	利用者数[人/月]	50	48	55	60	60	62
居宅訪問型児童発達支援	訪問回数[回/月]	10	0	10	0	10	0
医療的ケア児等 コーディネーター	配置人数[人]	1	0	1	1	1	1

※令和2年度(2020年度)については令和2年(2020年)9月までの実績値をもとにした見込量

※サービス見込量の単位の「人日分」は延べ利用日数のことです。

第3章 障害者施策に関する長期行動計画

1 基本的な考え方

(1) 基本理念

この計画は、障害のある市民が「権利の主体」として、かつ社会の一員として生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方とすべてのライフステージにおいて主体性、自主性、自由という人として当たり前の生き方の回復、獲得を目指す「リハビリテーション」の考え方を基本的な理念とします。

そして、障害のある市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合い、障害のある市民一人ひとりが自己選択と自己決定の下に、自立と社会への参加・参画を実現し、その人らしい生活を送ることができる共生のまちづくりを目指します。

これからのまちづくりとして、活動や生き方の制限がある原因を個人の障害の存在に求めるのではなく、地域や職場、学校など日常生活の場での合理的な配慮や社会的な支援の不十分さに求めることを市民全体が理解し、変革に向けて行動することを目標とします。

**誰もがその人らしく、安心して暮らせる
自立支援と共生のまちづくり**

(2) 基本目標

① 心豊かに共に支え合う地域福祉の確立とすべての人が尊重しあう心のバリアフリーの推進

個性と人格を認め合うインクルーシブ社会を構築する視点や、地域の中に考えを広げていく必要性、障害のある人の権利と尊厳、心のバリアフリーなどに留意します。

② 地域において安全で安心して暮らせる生活支援と基盤の確立

「障害者権利条約」における「地域社会で生活する平等の権利」や地域における切れ目のない支援、地域生活への移行の対応等に留意します。

③ 自己実現を目指す意欲を育む社会環境及び支援体制の確立

障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態把握、必要な支援体制の構築や評価など、関係機関等と連携し、支援体制の改善に取り組みます。実態に即した支援の充実や障害のある人の楽しみ・余暇活動・居場所づくりへの配慮に重点をおきます。また、就労支援等に対応したシステムの構築に留意します。

④ 共に生きるまちづくりを目指すセーフティネット体制の確立

社会資源とつながりを築くことが困難な人に対して支援のあり方を検討し、相談支援体制の充実に取り組みます。

⑤ 差別のない社会の実現

障害を理由とする差別や、その他の権利利益の侵害が生じないように、その除去の実施について必要かつ合理的な配慮がなされることを求められています。市民全体が障害のある人を取りまく諸課題を共通認識し、一人ひとりがその解決に向けて主体的に行動していくことを推進します。

⑥ 多様な主体による協働の推進

障害のある人への「合理的な配慮」を推進するためには、障害のある人の自立と社会参加という課題を、社会全体で考える必要があります。社会のあらゆる場面で障害のある人がいきいきと生活できるよう、当事者や行政だけでなく、地域住民、関係団体、関係機関等の多様な主体との参画と協働、また、発達障がい者支援センターや高次脳機能障がい者支援拠点、難病相談支援センター等との連携による障害者施策の推進が重要となります。

(3) 重点課題

- **障害のある人の権利と尊厳を保障する取組の強化、障害や障害のある人に対する理解の促進と社会全体の変革を求めています。**
 - ・ 障害のある人には障害のない人と平等に権利や機会が保障されています。
 - ・ 地域生活や社会参加に必要な配慮を行うこと、合理的配慮を欠く対応が差別に当たることなどを明らかにしながら、具体的な取組を位置づける必要があります。
 - ・ 合理的な配慮を社会全体で取り組むための福祉教育、実際の行動について周知していく必要があります。
 - ・ 施策の点検や計画づくりへの当事者の参画機会の充実がより一層求められています。

- **その人らしい自立した生活を選択できる質の高い支援を目指します。**
 - ・ 自立、社会参加を困難にする社会的な要因を排除する観点から、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて質の高い支援の基盤整備を目指していきます。
 - ・ 障害や発達に課題のある児童に対する保健、福祉、教育などの支援について検討していきます。
 - ・ 地域の中で障害のある人が当たり前いきいきと暮らせる社会を創造するため、地域の中で市民の合理的な配慮が求められています。
 - ・ 全国的な問題となっている、重度の障害がある人や医療的ケアを必要とする人への支援、触法障害者への対応を検討する必要があります。

- **相談支援体制、情報の入手や活用の推進に向けた支援施策の充実を検討します。**
 - ・ 施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行支援において、入所・入院中からの相談支援、地域生活への適応訓練などの充実を図り、地域での住まいや日中活動などの確保にとどまらない、きめ細かな支援体制の確保が求められています。
 - ・ 本市で進めてきた地域でのセーフティネットについて今後も継続して進めていく必要があります。また、民生委員・児童委員や地域住民による気づき、専門機関への連絡・相談など地域福祉の視点からの取組も含めて対応していきます。
 - ・ 計画相談支援が創設され、障害福祉サービスの利用の際にはケアマネジメントの考え方がより一層取り入れられるようになりました。これまで相談支援体制の充実に努めてきた経緯を生かしながら、市役所の障害福祉課や相談支援事業者の連携によってさらなる相談支援体制の充実を目指していきます。

○ バリアフリー化の推進と防災・災害時支援を検討します。

- ・ 主要公共施設や道路状況の変化に伴うバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。
- ・ 防災機能の向上や効果的整備を推進します。
- ・ 災害時要援護者への支援や福祉避難所での支援の在り方について検討します。

○ 障害のある人の楽しみという視点から多様な社会参加の場の創造や開かれた居場所づくり、余暇活動の充実を検討します。

- ・ 与えられる居場所、与えられた活動ではなく、障害のある人自身が自分の楽しみや生きがいを地域の中で見つけられるような社会を目指します。
- ・ 市民の日常生活の中に障害のある人が楽しめるような機会、場所、仕組みの充実を目指していく必要があります。
- ・ 障害や発達に課題のある児童の放課後・長期休暇時の対策の充実を引き続き図る必要があります。

○ 労働と福祉施策の一体化による就労支援の充実に努めます。

- ・ 就職に向けた訓練、就職の開拓・マッチング、就職当初のフォロー、就職後の生活面・就労面のサポート、離職時の再チャレンジまで切れ目のない支援によって、希望者が福祉施設から一般就労へと円滑に移行できるよう関係機関との連携に努めます。
- ・ 市役所での雇用創出や職場での配慮を促す啓発活動などを展開します。
- ・ 障害のある人の就労支援について、ハローワークとの連携強化に努めます。

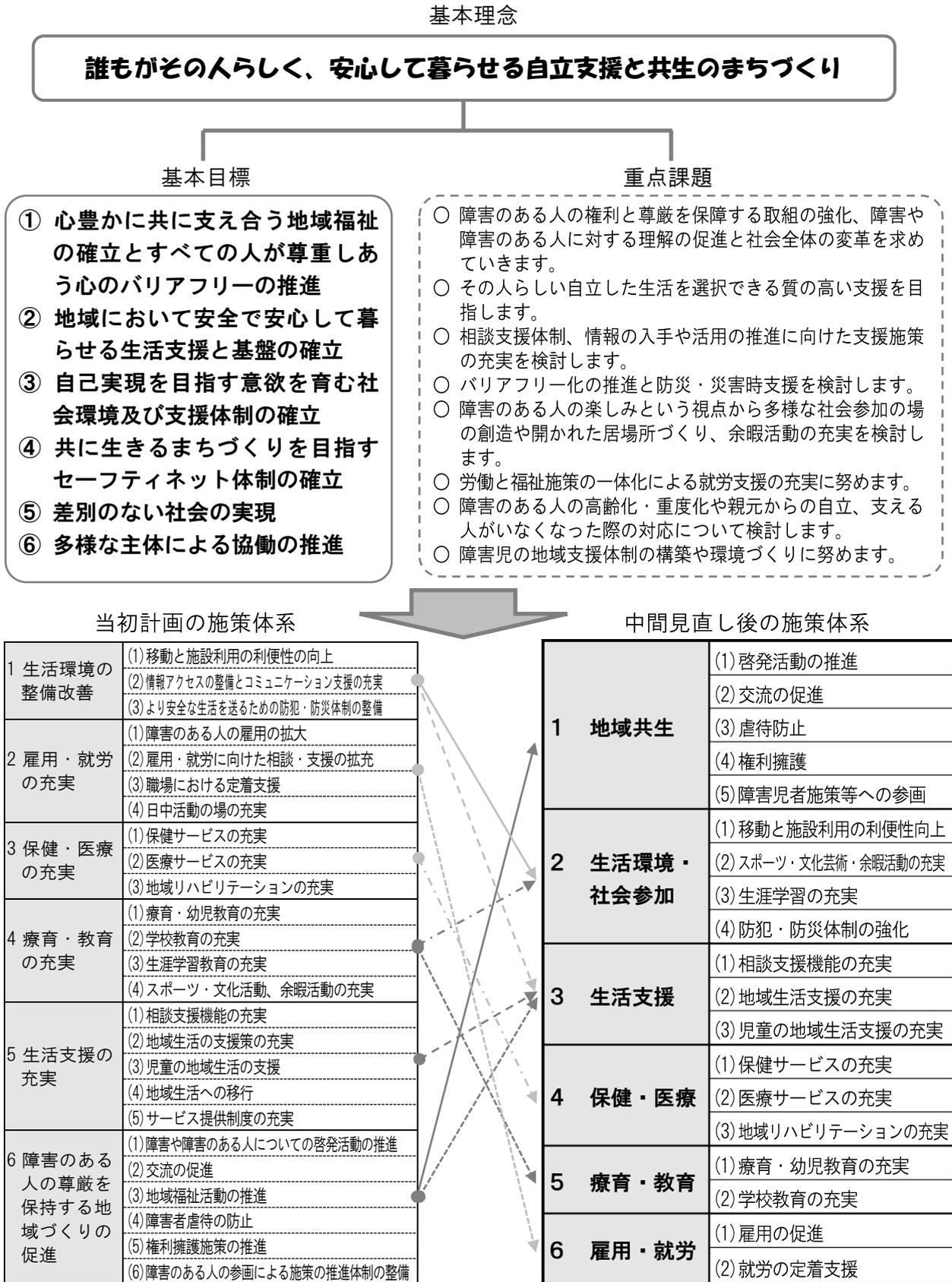
○ 障害のある人の高齢化・重度化や親元からの自立、支える人がいなくなった際の対応について検討します。

- ・ ショートステイを整備することで利便性や対応力向上を図り、緊急時の受入れ態勢の強化に努めます。
- ・ グループホームを整備し、障害のある人の地域移行等における自立に向けた体験の場や機会を提供します。
- ・ これらを総合的・包括的に行う地域生活支援拠点の充実・強化に努めます。

○ 障害児の地域支援体制の構築や環境づくりに努めます。

- ・ 関係機関との連携を図り、切れ目のない地域支援体制の構築に努めます。
- ・ 支援が必要な児童やその家族に対する支援体制の充実に努めます。

(4) 施策の体系



2 施策の行動目標

(1) 地域共生

《基本方向》

障害のある人の基本的人権が当然に保障され、自己選択と自己決定のもと、住み慣れた地域で安心して育ち、学び、働き、暮らしていくことができるよう、障害や障害のある人に関する理解の促進、合理的な配慮について広く市民に普及・浸透を図ります。

障害のある人に対する虐待の防止や差別の解消、尊厳を保持するための権利擁護についての仕組みの充実と切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。

《施策の評価と課題》

市民アンケート調査では、障害者虐待防止法や障害者差別解消法についての認知度は低い結果となりました。また、これらの法律が施行されたことにより「障害のある人に対する市民の理解が深まった」と感じている当事者は30%未満という結果となりました。

今後も、各種の研修や街頭啓発活動等により引き続き障害や障害のある人に対する理解促進を図っていくとともに、障害のある人やその家族、支援者等の参画を得ながら当事者本意の施策の推進が求められます。

《実施施策》

① 啓発活動の推進

- ・ 障害者週間における街頭啓発活動を障害者団体とともに実施します。また、障害者団体が積極的に取り組んでいるイベント等についても支援に努めます。
- ・ 市職員を対象とする人権研修や障害者差別の解消に向けた研修を通して障害や障害のある人への理解を促進し、各部署において障害のある人の視点を踏まえた施策展開や市民への啓発活動に努めます。

② 交流の促進

- ・ 地域の各種活動やイベントにおいて障害のある人が参画できる環境づくりに努めるとともに、障害者団体や施設でのイベントなどについて、市民に参加の呼びかけを積極的に行うなど、交流の促進を図ります。

③ 虐待防止

- ・ 障害福祉サービス事業所等との連携を密にして虐待防止の啓発に努めるとともに、虐待防止ネットワーク会議等を通じて発生要因の分析、対応方針の検証に取り組みます。
- ・ 虐待通報時の対応について、夜間・土日祝日も含めた24時間通報受付など、充実した相談・通報体制を継続し、通報受付時には速やかな安全確認や事実確認等に努めます。
- ・ 指定事業者・指定施設に対し、常に利用者の人権に配慮し、利用者主体のサービスを提供するよう大阪府の指導に市の立場からも協力します。

④ 権利擁護

- ・ 障害のある人の権利擁護に向けて、大阪府などの関係機関・団体との連携に努めます。
- ・ 判断能力が十分でない人の権利を守るため、財産管理や身上監護に関する契約などを援助する成年後見制度について、さまざまな媒体を通じて普及に努めるとともに、制度の利用支援に努めます。
- ・ 障害のある人への差別の解消に向けた取組の共有・分析を実施し、相談体制の充実に努めます。

⑤ 障害児者施策等への参画

- ・ 当事者や関係団体・障害福祉サービス事業所に対するヒアリング等を実施し、関係団体の代表が委員を務める障害者施策推進協議会において計画の進捗状況の点検・評価を行います。

《関連計画》

障害福祉計画、障害児福祉計画、人権行政推進計画、子ども・子育て支援事業計画

(2) 生活環境・社会参加

《基本方向》

障害のある人が地域で安全に暮らすために、生活空間のバリアフリー化を推進するとともに、誰もが利用しやすい施設・設備、都市空間となるようユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進します。

障害のある人が自ら楽しみや生きがいを見つけられるよう、学習活動や文化・スポーツ活動等の機会に参加し、自己実現を図れるような体制づくりに努めます。

災害時において障害のある人が円滑に避難でき、安心して避難生活を送ることができるよう、地域における防災体制の強化に努めるとともに、障害のある人が犯罪被害を受けることがないよう、防犯活動を促進します。

《施策の評価と課題》

住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間、街なかなど、市内の生活空間については、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入が少しずつ進んできましたが、今後の改善を要するところも今なおある状況です。このため、誰もが暮らしやすい生活空間の実現に向け、引き続き取組を推進する必要があります。

障害のある人が自ら楽しみや生きがいを見つけられるよう、生涯学習や文化・スポーツ活動等に気軽に参加できる体制づくりが求められます。

市民アンケート調査では、約67%の人が最寄りの避難所を知っている一方、半数近くが避難へのためらいを感じており、その理由として「迷惑をかける」「配慮がない」「周囲の目が気になる」「意思疎通ができない」「バリアフリーではない」などが挙げられます。このため、災害発生時の情報発信や障害のある人の避難支援、避難所における受入体制の整備・強化が必要です。あわせて、高齢者や障害のある人、子どもなどの弱者を対象とした犯罪被害が増加していることから、関係機関・団体と連携し防犯体制の強化も推進する必要があります。

《実施施策》

① 移動と施設利用の利便性向上

- ・身体障害のある人などが安全で円滑に移動できる道路整備に努めます。また、歩行者や自転車などの通行の円滑化を図り、より安全な歩行空間の確保に努めます。
- ・違法駐車など通行を妨げる行為の解消に努めます。
- ・公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、設計段階から誰もが使いやすいユニバーサルデザインの考え方を事業に取り入れ、すべての人が利用しやすい環境づくりを

推進します。また、民間施設の整備に当たっては「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づいて指導します。

- ・ 地域の実情を踏まえ、公共交通の確保・維持に向けて検討を進めます。
- ・ タクシー乗車時の利用料助成を引き続き実施します。

② スポーツ・文化芸術・余暇活動の充実

- ・ 誰もが気軽にスポーツや文化芸術等を楽しめるよう、情報の収集・発信に努めながら、障害のある人も参加しやすい環境づくりと機会の確保に取り組みます。
- ・ 市立施設や障害者団体が中心となった取組について、関係機関との連絡調整等を行い、円滑に行事が実施できるよう支援します。

③ 生涯学習の充実

- ・ 公民館、図書館等の社会教育施設については、学習機会の拡充や図書サービスの提供の充実、読書環境の整備など、障害のある人にとって利用しやすい施設の整備に努めます。

④ 防犯・防災体制の強化

- ・ 災害時における障害のある人などの安全確保対策を図り、防災意識の向上に努めます。また、障害のある人に配慮した情報提供の充実を図ります。
- ・ 安否確認等の支援活動に役立つ災害時要援護者支援制度の周知や未登録者の登録勧奨を行います。また、民生委員・児童委員や自治会などの地区組織と連携し、地域において要援護者を支援する仕組みづくりを進めます。
- ・ 関係機関と連携を図りながら、福祉避難所において生活相談や介助などの支援対策を実施できるよう検討します。
- ・ 常時介護や医療的ケアを要する人に対して災害時に適切な対応が行えるよう、保健・医療・福祉の関係機関や施設と連携して取り組みます。
- ・ 障害のある人が悪徳商法やひったくりなどの被害にあわないよう、広報やさまざまな学習活動などを通して、防犯活動を促進し、被害を未然に防ぐ取組を推進します。
- ・ 災害ボランティアの育成やAED（自動体外式除細動器）の普及を推進します。

《関連計画》

障害福祉計画、障害児福祉計画、地域福祉活動計画、子ども・子育て支援事業計画 都市計画マスタープラン、地域防災計画、文化振興計画、子ども読書活動推進計画
--

(3) 生活支援

《基本方向》

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を維持・継続できるよう、サービス基盤とサービスの質の確保等に取り組みます。また、福祉ニーズの把握や自立生活への助言など、障害のある人への相談支援機能を充実させます。

障害のある児童については、早期からの支援が必要な児童が増加するなど、福祉ニーズの多様化・複雑化への対応が求められており、支援を行う関係者による情報共有などライフステージに応じた切れ目のない支援を推進します。

《施策の評価と課題》

市民アンケート調査では、困ったことや相談したいことがあるときに、相談できる人がいる人の割合は約76%と高い水準となっておりますが、約4人に1人は相談できていないという現状があります。このため、相談できる人がいる割合をより高くするため、行政機関や施設などの事業所、相談支援事業所等の関係機関が連携する必要があります。また、早期から切れ目のない支援を継続し、計画相談支援100%実施を導入する等、地域での自立した生活を送るための支援が求められます。

障害のある人が地域の人々と共に暮らしながら自立した生活を送ることができるよう、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者などすべての給付対象者への周知を図るとともに、障害福祉サービスの活用促進に取り組むことが必要です。とりわけ、施設や病院から地域生活へ移行した人が円滑に地域で暮らすことができるよう、地域生活支援拠点の拡充・強化が求められます。

《実施施策》

① 相談支援機能の充実

- ・主任相談支援専門員を確保するなど、専門的な指導・助言を実施し、計画相談支援、地域移行・地域定着支援等の相談支援体制の充実を図ります。
- ・制度の狭間や複数の福祉課題を抱える地域住民の課題解決のために個別対応とコーディネートを行うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の周知に努めます。
- ・障害特性に応じた相談支援の機能強化やライフステージごとの関係機関との連携体制の整備を図ります。
- ・地域の相談等において様々なニーズに対応できる、相談支援体制の構築に取り組みます。

② 地域生活支援の充実

- ・ 地域住民による主体的な交流や見守り、声かけ訪問活動・ボランティア活動など、障害のある人に対する各種の取組を支援します。
- ・ 障害のある人が必要なときに必要な福祉サービスを利用できるよう、訪問系サービスや短期入所（ショートステイ）、日中活動系サービス、地域生活支援事業などの供給主体の確保と質の向上に努めます。
- ・ 医療的ケアの必要な障害者や65歳以上の障害者の生活支援については、他分野のサービスとの連携に努めます。
- ・ 障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、地域における生活に移行するための支援を進めます。
- ・ 民間事業者を中心にサービス提供事業者の確保に努めるとともに、人材の確保にも努めます。また、福祉サービスの第三者評価を積極的に活用しながらサービス提供の充実に取り組みます。
- ・ 当事者やその家族のニーズを反映した個別支援計画の作成やモニタリングなどの徹底により、専門職の力量が高まるよう事業者に働きかけるとともに、事業者が研修や技術の向上について積極的に取り組めるよう行政として支援します。
- ・ 視覚障害のある人に対する点字広報や声の広報などの充実に努めます。また、聴覚障害のある人などに手話奉仕員の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。手話奉仕員や点訳を行う人材については、引き続き講習会の開催により養成を図ります。
- ・ 強度行動障害や高次脳機能障害のある人に対する支援体制の充実に努めます。

③ 児童の地域生活支援の充実

- ・ 児童のサービス利用に関する相談支援を市立児童発達支援センターで実施し、利用者が適切なサービスの利用ができるよう、相談支援の質の確保に取り組みます。また、発達障害のある人に対し日中活動の場の確保などを促進します。
- ・ 放課後や夏休みなど学校の休業日における放課後等デイサービスをはじめとする、児童通所支援サービスを充実します。また、日中一時支援や短期入所など、多様化・複雑化する利用者のニーズに応えられる基盤の整備に努めます。

《関連計画》

障害福祉計画、障害児福祉計画、地域福祉活動計画、子ども・子育て支援事業計画

(4) 保健・医療

《基本方向》

発育発達上の課題や障害の原因となる疾病の早期発見、早期療育、早期治療に向けて、各種健診・検診や健康相談・指導など保健サービスの充実に努めるとともに、障害のある人が適切な医療・リハビリテーションが受けられるよう、大阪府や医療機関との連携を強化し、医療サービスの充実を図ります。

《施策の評価と課題》

母子保健事業については、現在、生後4か月までに全戸訪問を行うとともに、乳幼児健診を通して、疾病の早期発見に努めています。また、各種健診・検診等を実施する体制を構築しています。今後とも障害の原因となる疾病や発育発達上の課題を早期に発見し、ライフステージに応じた切れ目のない支援が求められます。

福祉医療費助成や自立支援医療等の医療費助成制度については、対象者であっても利用できていない人がいます。このため、確実に支援が受けられるよう、大阪府や医療機関等と連携し、周知していく必要があります。

《実施施策》

① 保健サービスの充実

- ・乳幼児健診を通して、疾病の早期発見、早期の療育につなげるとともに、子どもの成長や発達、栄養、育児及び歯科保健に関する健康相談、保健指導の充実に努めます。また、産後の体調や育児の相談・指導を早期からできるような体制の維持に努めます。
- ・障害や発達に課題のある子どもに対しては、早期に適切な支援や援助が受けられるように支援体制の整備を検討します。
- ・障害のある人が各種健診を受診しやすいよう配慮するとともに、健診後の健康相談・指導などの体制の整備・充実に努めます。
- ・難病患者の在宅での療養生活を支えるために、在宅サービスの充実に努めます。

② 医療サービスの充実

- ・ 重度障害者の治療や訪問看護について引き続き実施します。
- ・ 医師会・歯科医師会・薬剤師会が取り組んでいるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の推進に協力します。
- ・ 障害の軽減、回復、治療などに要した費用の一部を公費負担する自立支援医療等の制度について周知を図り、被保険者が治療を受けやすい環境整備に努めます。
- ・ 大阪府茨木保健所と連携して市役所で実施している嘱託医による相談等の取組を引き続き実施します。

③ 地域リハビリテーションの充実

- ・ 地域で実施されている「ふれあいサロン」、「いきいきリハサロン」、「健康体操」などに障害のある人が参加できるような取組を検討します。
- ・ 地域で自立した生活を営めるよう、身体機能・生活能力の向上などを支援する機能訓練の推進に努めます。
- ・ 地域で実施されている「いきいきリハサロン」において、作業療法士、理学療法士、保健師が外向き体操の実施や血圧測定、健康相談を継続的に行います。
- ・ 大阪府や大阪府障がい者医療・リハビリテーションセンターとの連携に努めます。

《関連計画》

障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、まちごと元気！健康せつつ21

(5) 療育・教育

《基本方向》

障害や発達に課題のある児童が地域で生き生きと暮らしていくために、ライフステージに応じた適切な支援を提供できる体制の整備を図ります。

保健、福祉、教育などの関係機関との連携強化により、障害や発達に課題のある児童への支援体制を強化し、一貫した相談支援体制と療育・教育の充実を図ります。

《施策の評価と課題》

市民アンケート調査では、幼児教育や学校教育に関して今までの療育・教育内容を引き継いでもらえるか不安に感じる人が約54%という結果となっています。このため、療育・教育内容の引き継ぎや検討を行うため、関係機関のネットワーク構築などが求められます。

市民アンケート調査では、地域の小・中学校・高等学校に進学したい人が約61%、支援学校に進学したい人が約19%という結果が出ているほか、友達と一緒に遊びたい人が約71%おり、継続して友人と療育・教育を受けたいという結果とみて取れます。今後も、それぞれのライフステージでの充実した療育・教育支援が受けられる体制が求められます。

《実施施策》

① 療育・幼児教育の充実

- ・ 保育所、幼稚園、小・中学校等の関係機関と連携しながら、保護者からの子育てに関するさまざまな相談に対応するとともに、発達に課題のある乳幼児、児童・生徒への適切な支援を行い、発達に関する支援に努めます。
- ・ 地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターについては、関係機関や事業所との連携を図り、障害児相談連絡会を活用しながら、発達に課題のある児童と保護者に対する相談・サポート体制の充実に努めます。
- ・ 障害や発達に課題のある子どもそれぞれの個性を尊重し、個別指導計画を立て一人ひとりの状況に応じた保育内容の充実に努めるとともに、障害や発達に課題のある子どもとない子どもが共に生活し、互いを理解しあえるような保育に取り組みます。
- ・ 未就学児を対象とし、日常生活における動作や、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行い、児童や家族に対する支援に努めます。また、関係機関との連携のもと、医療の提供や療育・相談など総合的な支援体制の充実に努めます。

② 学校教育の充実

- ・ 障害や発達に課題のある子どもとない子どもが共に学び、育つ環境をつくり、多様な障害種別に対応する支援教育を推進します。また、特別支援教育についての理解や取組を全小・中学校で浸透させ、特別支援教育の体制の充実に努めます。
- ・ 障害や発達に課題のある児童・生徒がより快適で安全な環境の中で教育が受けられるよう、スロープ、トイレなど学校施設の改善及び施設の充実に努めます。
- ・ 支援学校に在籍している児童が居住地の学校と交流し、地域とのつながりが保てるような取組を推進します。

《関連計画》

障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画
教育振興基本計画（教育推進プラン）

(6) 雇用・就労

《基本方向》

障害のある人がそれぞれの適性や個性を發揮しながら希望する仕事に従事できるよう、企業や事業者において雇用を促進するとともに、企業等が職場の中で障害のある人に対する合理的な配慮を行えるような支援を推進します。

障害のある人の就労の充実・安定に向け、障害者就業・生活支援センターと連携した支援や、就労継続支援B型における安定した工賃の確保等を推進します。また、就労の定着に対する相談等を行い、「はたらく」ことを通して社会の一員としての実感がもてるよう支援します。

《施策の評価と課題》

市民アンケート調査では、現在、一般企業・事業所などで就労をしている人が約20%、障害者支援施設などで福祉的就労をしている人が約15%となっています。また、今後については約52%の人が何らかの形で働きたいと思っています。これらの結果から、企業・事業者における障害者雇用を促進するとともに、障害のある人の就労を支援する関係者間の連携を通じた支援が求められます。また、就労後についてもきめ細かなフォローを実施し、仕事に長く定着できるような支援も求められています。

《実施施策》

① 雇用の促進

- ・市民や事業者に対して、障害者雇用の理解を深められるよう、広く啓発活動を推進します。また、障害があっても仕事ができるという認識を育む教育を学校教育の場においても推進します。
- ・市においては、障害のある人に適した職場環境の改善・提供などに努め、障害のある人を対象とした採用試験を今後も実施します。また、市立施設の指定管理者についても障害のある人の雇用を推進するよう働きかけを行うなど、障害のある人の雇用拡大に向けた環境整備を推進します。
- ・障害者職業能力開発センターにおける取組など、障害のある人の多様な職業能力の開発ニーズに対応できるよう努めます。
- ・一般就労への移行支援や就労機会を提供する事業所の充実・確保に努めます。
- ・「摂津市における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針」に基づき、障害者優先調達の一層の推進を図ります。

- ・国や大阪府の施策などを活用し、生産活動の活性化や経営改善、販路開拓など、安定した運営を実現するための支援策の充実に努めます。
- ・障がい者就職フェアや各種資格取得のための能力開発講座などの充実に図ります。
- ・障害のある人の就労支援について、ハローワークとの連携強化に努めます。

② 就労の定着支援

- ・障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所など関係機関との連携を図りながら、一般企業等に就労した障害のある人が今後も継続的・安定的に就労が行えるよう支援強化に努めます。

《関連計画》

障害福祉計画、産業振興アクションプラン

第4章 第6期障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づき、第6期障害福祉計画を策定します。

障害福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する具体的な実施内容と見込量等を定めるものです。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響により、本計画における見込量については、利用実績と大きく乖離する可能性があります。

1 基本的な考え方

(1) 本市における基本的な考え方

本市では、障害のある人が自己選択と自己決定のもと、自立した日常生活及び社会への参加・参画ができる共生のまちづくりを目指しています。そのためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要となります。障害のある人に対し継続的な支援を実施するため、関係機関の連携を強化します。

障害者支援の提供体制の確保のため、重点項目に沿って、多様化・複雑化する福祉ニーズの対応に向けた取組を展開していきます。

本計画は、障害者支援の提供体制に係る関係機関との連携や計画の整合性を保ちながら作成しています。また、「成果目標」を設定し、この目標達成に向けた「活動指標」の設定とPDCAサイクルに基づく年度ごとの評価や計画の見直しを行っていきます。

(2) 第6期障害福祉計画の重点項目

① 地域共生社会の実現に向けた取組と障害者の社会参加を支える取組

障害の有無にかかわらず、地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

バリアフリー化やユニバーサルデザイン、情報保障など、ハード面とソフト面で障害のある人に配慮したまちづくりを進めます。

障害のある人に対する虐待の防止や差別の解消、尊厳を保持するための権利擁護についての仕組みの充実を図ります。

② 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人が障害の程度や支援の必要性の有無にかかわらず、生きがいと誇りを持って暮らせるよう、障害のある人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮します。

障害のある人それぞれが、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図れるよう、障害福祉サービスの体制の整備を進めます。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所等から地域生活への移行について、障害のある人やその家族、施設・事業所職員等の地域移行への意識向上・理解促進に取り組めます。

障害のある人が安定した地域生活が送れるよう、相談支援を中心に、生活環境が変化する節目を見据えた継続的な支援を図るとともに、サービス提供体制の整備を進め、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。

人材育成に向けた研修を実施するとともに職場環境の改善を図り、また、人材定着に向けた積極的な周知を実施することで、サービス提供体制の充実に取り組めます。

2 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

区 分	目 標 令和5年度	備 考
地域生活への移行者数	4人	<p><u>国・大阪府の考え方</u></p> <p>・令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数の6%以上の地域移行と、前計画で定める令和2年度(2020年度)末までの福祉施設の入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定する。</p> <p><u>本市における設定方法</u></p> <p>・令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数 66人×6%=4人</p>
福祉施設入所者の削減数	入所者数 65人 削減数 1人	<p><u>国・大阪府の考え方</u></p> <p>・令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数の1.6%以上の削減と、現計画で定める令和2年度(2020年度)末までの福祉施設の入所者の削減実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定する。</p> <p><u>本市における設定方法</u></p> <p>・令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数 66人×98.4%≒65人</p>

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区 分	目 標 令和5年度	備 考
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数について	316日以上 (府設定)	<p><u>国・大阪府の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者に対する地域生活支援連携体制の整備状況を評価する指標として、令和5年度(2023年度)末における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均に関する目標値を設定する。目標値の設定に当たっては、316日以上とすることを基本とする。 <p><u>本市における設定方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 国・大阪府の目標設定に準じる。
精神病床における1年以上長期入院患者数	59人	<p><u>国の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 国が提示する推計式を用いて、令和5年度(2023年度)末の精神病床における65歳以上及び65歳未満ごとに1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。 <p><u>大阪府の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針とは異なり、令和5年(2023年)6月末時点の1年以上の長期入院患者推計値8,688人を市町村で按分する。なお、65歳以上及び65歳未満の区分は設定しない。 <p><u>本市における設定方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度(2019年度)時点の大阪府の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める摂津市の割合で按分して設定する。
精神病床における早期退院率 (入院後3か月時点、6か月時点、1年時点)	3か月時点 69%以上 6か月時点 86%以上 1年時点 92%以上 (府設定)	<p><u>国・大阪府の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度(2023年度)の入院後3か月時点の退院率69%以上、入院後6か月時点の退院率86%以上、入院後1年時点の退院率92%以上。 <p><u>本市における設定方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 国・大阪府の目標設定に準じる。

◆成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	22人	22人	22人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	0回	0回	1回

※保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標：協議会で評価を実施

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

区 分	目 標 令和5年度	備 考
地域生活支援拠点等の確保	有 (面的整備型)	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和5年度(2023年度)末までに各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保する。
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	障害者地域自立支援協議会等での運用状況を検証及び検討 年1回以上	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和5年度(2023年度)までの間、地域生活支援拠点等の機能を確保しつつ、協議会等を活用して年1回以上の運用状況を検証及び検討することを基本とする。 <u>本市における設定方法</u> ・国・大阪府の目標設定に準じる。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

区 分	目 標 令和5年度	備 考
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等(全体) 30人 就労移行支援 23人 就労継続支援A型 7人 就労継続支援B型 0人	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和5年度(2023年度)中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度(2019年度)実績の1.27倍以上として目標値を設定する。 ・事業ごとの移行者数の目標値については令和元年度(2019年度)実績に対して就労移行支援1.30倍以上、就労継続支援A型1.26倍以上、就労継続支援B型1.23倍以上として設定する。 <u>本市における設定方法</u> ・国・大阪府の目標設定に準ずる。
一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用率	70%以上	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和5年度(2023年度)における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 <u>本市における設定方法</u> ・国・大阪府の目標設定に準ずる。
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%以上	<u>国・大阪府の考え方</u> ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合を全体の7割以上とすることを基本とする。 <u>本市における設定方法</u> ・国・大阪府の目標設定に準ずる。
就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額	19,000円	<u>国の考え方</u> ・区域内の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。 <u>大阪府の考え方</u> ・大阪府が提供する市町村単位での令和5年度(2023年度)の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の見込みを参考とするとともに、令和元年度(2019年度)の工賃の平均額の実績よりも令和5年度(2023年度)の工賃の平均額が向上するよう目標値を設定する。 <u>本市における設定方法</u> ・大阪府の目標設定に準ずる。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

区 分	目 標 令和5年度	備 考
相談支援体制の充実・強化 に向けた体制の確保	<p>基幹相談支援センター 有</p> <p>市内指定特定相 談支援事業所へ の助言の機会 年1回</p>	<p><u>国の考え方</u></p> <p>・令和5年度(2023年度)末までに総合的・ 専門的な相談支援の実施及び地域の相談 支援体制の強化を実施する体制を確保す る。</p> <p><u>大阪府の考え方</u></p> <p>・令和5年度(2023年度)までに市町村が基 幹相談支援センターを設置することを基 本とする。</p> <p><u>本市における設定方法</u></p> <p>・基幹相談支援センターは設置済。</p>

◆成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
基幹相談支援センターの設置	設置済	設置済	設置済
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の年間件数	12件	12件	12件
地域の相談支援事業者の人材育成の年間支援件数	2件	2件	2件
地域の相談機関との連携強化の取組の年間実施回数	12回	12回	12回

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

区 分	目 標 令和5年度	備 考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	指導権限を有する者との連携体制を構築する	<p><u>国の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度(2023年度)末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。 <p><u>大阪府の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬請求にかかる過誤調整等の事務を削減し、利用者への直接支援等の充実と指導監査等を適正に実施し、運営基準等を遵守させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目について集団指導等の場で注意喚起を行う等を設定する。 <p><u>本市における設定方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 国・大阪府の目標設定に準じる。

◆成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
大阪府が実施する研修その他の研修への市職員の参加	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	0回	1回	1回

3 自立支援給付によるサービスの見込量と確保策

(1) 訪問系サービス

《方向性》

親元からの自立や障害者支援施設・精神科病院からの地域移行などに伴い、一人暮らしの人をはじめ、地域で暮らす障害者は今後ますます増加するものと予想されます。こうした訪問系サービスへのニーズに対して、見守り支援を含め、市内におけるサービス提供体制は充実しつつありますが、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

重度の障害のある人に対応するため、サービス提供事業所の確保に努めます。また、重度の障害のある人に対して単独でサービスを実施できる事業所は確保しにくいことから、指定特定・一般相談支援事業所を中心に複数のサービス提供事業所がチームを組んで重度障害者等包括支援に取り組めるよう、関係機関やサービス提供事業所との連携に努めます。

緊急あるいは突発的なニーズにも的確に対応できるよう、事業所によって必要なサービス提供者の確保・調整を行える仕組みとするなど、重度の障害のある人への適切なサービスの確保を図ります。

医療的ケアに対応できる人材の育成を図るため、各種情報を事業所に提供します。また、在宅生活を支えるため、サービス基盤の充実と医療・福祉の連携体制の構築を大阪府と協力して進めます。

《サービスの内容》

サービス名	内容
居宅介護	居宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または、重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害がある人で、常時介護を必要とする人に、居宅での入浴、排泄または食事の介護、その他の厚生労働省令で定めるサービス及び外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	重度視覚障害者（児）の移動支援として、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護などを行うものです。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。

サービス名	内 容
重度障害者等包括支援	<p>常に介護を必要とする障害のある人等で、その介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護、その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービスを包括的に行います。</p> <p>一定の要件を満たす者が自立支援計画に基づき、複数のサービスを適切に確保する仕組みを構築し、緊急のニーズに際して、その都度、支給決定を経ることなく臨機応変に対応できるようにします。</p> <p>関係機関やサービス提供事業所との連携に努めます。</p>

《1か月当たりの利用者数及び量の見込み》

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込 2年度	見込量			
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度	
居宅介護	利用者数 [人/月]	身体障害者	68	63	63	64	65	67	
		知的障害者	37	33	33	33	34	35	
		精神障害者	46	51	49	49	51	53	
		障害児	10	6	6	6	6	6	
		合 計	161	153	151	152	156	161	
	量の見込み [時間/月]	身体障害者	1,180	1,364	1,399	1,421	1,443	1,487	
		知的障害者	269	269	298	298	307	316	
		精神障害者	296	477	491	491	511	531	
		障害児	266	212	181	184	184	184	
		合 計	2,011	2,322	2,369	2,394	2,445	2,518	
重度訪問介護	利用者数 [人/月]	身体障害者	4	4	4	5	5	5	
		知的障害者	0	0	0	0	0	0	
		精神障害者	0	0	0	0	0	0	
		合 計	4	4	4	5	5	5	
	量の見込み [時間/月]	身体障害者	1,567	1,593	1,630	1,750	1,785	1,820	
		知的障害者	0	0	0	0	0	0	
		精神障害者	0	0	0	0	0	0	
		合 計	1,567	1,593	1,630	1,750	1,785	1,820	
	同行援護	利用者数 [人/月]	身体障害者	30	29	29	33	36	38
			障害児	0	0	0	0	0	0
合 計			30	29	29	33	36	38	
量の見込み [時間/月]		身体障害者	327	438	385	498	543	573	
		障害児	0	0	0	0	0	0	
		合 計	327	438	385	498	543	573	

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
行動援護	利用者数 [人/月]	知的障害者	3	4	3	3	3	3
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		障害児	0	0	0	0	0	0
		合計	3	4	3	3	3	3
	量の見込み [時間/月]	知的障害者	68	74	43	75	77	79
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		障害児	0	0	0	0	0	0
		合計	68	74	43	75	77	79
重度障害者等 包括支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	0	0	0	0	0	0
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0	0	0
	量の見込み [時間/月]	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	0	0	0	0	0	0
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0	0	0

(2) 短期入所サービス

《方向性》

短期入所（ショートステイ）の実施に当たっては、利用者や家族のニーズに応じて、柔軟な運用を図るよう事業者働きかけます。

緊急時に受け入れが適切に行えるよう、通常時から体験的な利用を促し、短期入所の利用方法についての理解の浸透を図ります。

医療的ケアが必要な人の在宅生活を支えるため、サービス基盤の充実と医療・福祉の連携体制の構築を大阪府と協力して進めます。

《サービスの内容》

サービス名	内 容
短期入所	自宅で介護する人が病気や冠婚葬祭の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

《1か月当たりの利用者数及び量の見込み》

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
短期入所	利用者数 [人/月]	身体障害者	18	14	11	11	12	13
		知的障害者	43	36	33	38	39	40
		精神障害者	1	1	1	1	1	1
		障害児	20	13	7	9	9	9
		合 計	82	64	52	59	61	63
	量の見込み [人日分/月]	身体障害者	57	49	41	42	46	50
		知的障害者	175	180	166	191	196	201
		精神障害者	0	9	10	5	5	5
		障害児	51	47	35	45	45	45
		合 計	283	285	252	283	292	301

(3) 日中活動系サービス

《方向性》

医療的ケアを必要とする利用者が増加しており、ケア体制の充実に向けた体制強化が求められています。

今後、就労支援の取組が進む中で、就労したものの、諸事情により職場定着を図ることができなかった場合や支援学校卒業生の増加に伴う受け皿として、これまで以上に通所施設が果たす役割も大きくなると想定されます。制度上の問題については、国における制度改正等の動向を注視しながら必要な施策を検討します。

《サービスの内容》

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に対して、昼間に、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識の習得及び能力の向上のために訓練を行います。
就労継続支援（A型） （雇用型）	一般企業等への就労が困難な人を対象として、利用者が就労支援事業所と雇用契約を結び、働く場を提供するとともに、必要な知識の習得及び能力の向上のために訓練等を行います。
就労継続支援（B型） （非雇用型）	一般企業等への就労が困難な人を対象として、働く場を提供するとともに、必要な知識の習得及び能力の向上のために訓練等を行います。
就労定着支援	一般就労した人の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、日常生活や社会生活の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

《1か月当たりの利用者数及び量の見込み》

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
生活介護	利用者数 [人/月]	身体障害者	53	50	52	54	56	58
		知的障害者	160	156	157	158	160	161
		精神障害者	36	31	31	31	31	31
		合計	249	237	240	243	247	250
	量の見込み [人日/月]	身体障害者	661	697	712	721	748	775
		知的障害者	3,038	3,032	3,041	3,047	3,085	3,104
		精神障害者	358	359	327	359	359	359
		合計	4,057	4,088	4,080	4,127	4,192	4,238
自立訓練	利用者数 [人/月]	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	14	9	11	11	11	11
		精神障害者	2	2	4	5	6	7
		合計	16	11	15	16	17	18
	量の見込み [人日/月]	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	171	115	128	143	143	143
		精神障害者	2	24	21	36	43	51
		合計	173	139	149	179	186	194
就労移行支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	3	4	4	4	5	6
		知的障害者	29	18	16	21	23	25
		精神障害者	43	40	36	40	42	44
		合計	75	62	56	65	70	75
	量の見込み [人日/月]	身体障害者	2	13	15	14	17	21
		知的障害者	263	270	227	298	326	355
		精神障害者	302	396	396	395	415	435
		合計	567	679	638	707	758	811
就労継続支援 A型	利用者数 [人/月]	身体障害者	7	9	10	11	12	13
		知的障害者	6	9	8	10	12	14
		精神障害者	21	23	25	26	28	29
		合計	34	41	43	47	52	56
	量の見込み [人日/月]	身体障害者	69	122	141	157	171	185
		知的障害者	65	129	148	152	182	212
		精神障害者	214	317	327	365	393	407
		合計	348	568	616	674	746	804

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
就労継続支援 B型	利用者数 [人/月]	身体障害者	10	7	6	8	8	8
		知的障害者	66	72	75	78	82	85
		精神障害者	20	25	29	33	35	37
		合計	96	104	110	119	125	130
	量の見込み [人日分/月]	身体障害者	127	89	58	93	93	93
		知的障害者	1,111	1,239	1,258	1,324	1,392	1,442
		精神障害者	136	215	316	330	350	370
		合計	1,374	1,543	1,632	1,747	1,835	1,905
就労定着支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	4	6	8	10	11	12
		精神障害者	6	10	12	13	14	15
		合計	10	16	20	23	25	27
療養介護	利用者数 [人/月]	合計	11	10	11	11	11	11

(4) 居住系サービス

《方向性》

一人暮らしや共同生活により、施設・病院から地域生活への移行や親元を離れ自立生活を目指す障害のある人に対し、地域において様々な居住の場の提供とグループホームの充実が必要となります。

また、障害のある人の地域生活の継続を支援するため、自立生活援助のサービス提供体制の確保と利用促進が求められます。

特に、共同生活援助（グループホーム）の体験入所について要望があることから、施設入所者に限定せず、地域で生活している人も含めた「自立訓練事業」の確保について引き続き検討します。また、障害者が地域生活を始めるにあたり、居住に困難を抱える障害者に対する支援について検討していきます。

近年は共同生活援助（グループホーム）の整備が促進されていますが、障害者本人や家族の高齢化等に伴う対応として、グループホームの需要は今後ますます高まると考えられます。基盤整備に当たっては地域の理解が得られにくい場合も見受けられることから、啓発活動によって障害に対する地域の理解を促します。

生活に困難を抱えた障害のある人などに対する住まいの確保と生活の一体的な支援の体制を整備するため、関係機関が一堂に会し情報支援等を行う居住支援協議会の設置を検討します。

《サービスの内容》

サービス名	内 容
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障害のある人に対し、定期的な巡回訪問や随時対応により、必要な情報の提供や助言、相談、関係機関との連絡調整等、自立した日常生活を営むための援助を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の援助等を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

《1か月当たりの利用者数及び量の見込み》

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
自立生活援助	利用者数 [人/月]	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	0	0	0	1	1	1
		精神障害者	0	0	0	1	1	1
		合計	0	0	0	2	2	2
共同生活援助	利用者数 [人/月]	身体障害者	2	2	2	2	2	2
		知的障害者	64	62	64	72	74	76
		精神障害者	20	17	15	16	17	18
		合計	86	81	81	90	93	96
施設入所支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	9	9	9	9	9	9
		知的障害者	60	57	57	57	56	56
		精神障害者	0	0	0	0	0	0
		合計	69	66	66	66	65	65

(5) 相談支援

《方向性》

サービス等利用計画の対象者が増加していることから、福祉サービスを受けているすべての方に計画相談、支援ができるよう、指定特定相談支援事業者の指定及びそれに伴う監査・指導を行うことにより、相談支援の充実を図ります。

《サービスの内容》

サービス名	内 容
計画相談支援	<p>障害福祉サービスまたは地域生活支援事業を利用する障害のある人に対し、支給決定時において、サービス等利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。</p> <p>また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。</p>
地域移行支援	<p>障害者支援施設や精神科病院に入所等をしている障害のある人に対し、住居の確保、地域生活の準備や福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。</p>
地域定着支援	<p>居宅で一人暮らしをしている障害のある人等に対し、緊急時における連絡や相談などの支援を行います。</p>

《1か月当たりの利用者数及び量の見込み》

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
計画相談支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	32	39	43	48	52	55
		知的障害者	59	67	82	85	90	95
		精神障害者	49	52	56	58	62	65
		障害児	0	0	0	0	0	0
		合計	140	158	181	191	204	215
地域移行支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	0	0	0	1	1	1
		精神障害者	0	0	0	1	1	1
		合計	0	0	0	2	2	2
地域定着支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	0	0	0	0	0	0
		知的障害者	0	0	0	1	1	1
		精神障害者	0	0	0	1	1	1
		合計	0	0	0	2	2	2

4 地域生活支援事業の見込量と確保策

地域生活支援事業は、障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市の実態や利用者の状況に応じて実施するものです。とりわけ社会的障壁の除去につながる事業を拡大することでコミュニケーションが取りにくい方などの社会参加を促します。

市内におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮等を図りつつ、事業の計画的・効果的な実施に努めます。

(1) 必須事業

《理解促進研修・啓発事業》

障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深める研修・啓発事業として障害者週間に街頭啓発等を実施します。

■年間の事業見込み

サービス名	実績		実績見込 2年度	事業見込		
	平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有

《自発的活動支援事業》

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を障害者団体での交流によって支援します。

■年間の事業見込み

サービス名	実績		実績見込 2年度	事業見込		
	平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有	有

《相談支援事業》

障害のある人、障害のある児童の保護者または介護を行う人などからの相談に応じ、権利擁護や情報の提供等のために必要な援助を行います。

障害の総合的な相談支援体制と地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターが中心となり、相談支援体制の充実を図ります。

また、発達障害児（者）や高次脳機能障害者などへの相談支援の充実を図ります。

障害者相談支援事業

障害のある人等からの相談に応じ、障害のある人等の福祉に関するさまざまな問題に必要な情報の提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害のある人の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設であり、市から実施の委託を受けた者が設置できるとされています。

本市でも障害者総合相談支援センターに委託し、障害のある人の総合的な相談のほか、地域の相談支援事業者間の調整や支援といった役割を担っています。

住宅入居等支援事業

指定一般相談支援事業者が障害のある人や家主などの相談に応じながら、不動産業者に対して物件のあっせん依頼、家主等との入居契約の手続き支援などを行います。

■年間の事業見込み

サービス名	実績		実績見込	事業見込		
	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無

《成年後見制度利用支援事業》

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが必要であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用に際して費用の補助を実施します。

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	1	1	1

《成年後見制度法人後見支援事業》

後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、法人後見の活動を支援するために、成年後見制度法人後見支援事業の実施を検討します。

■年間の事業見込み

サービス名	実績		実績見込	事業見込		
	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無	有	有	有

《意思疎通支援事業》

意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害のある人などに手話奉仕員の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。福祉事務所に手話通訳者を配置しています。

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
手話通訳者派遣事業	件	33	25	12	30	32	34
	時間	69	41	20	50	52	54
要約筆記者派遣事業	件	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1

《日常生活用具給付等事業》

重度の身体障害や知的障害のある人が自力で日常生活を営むための用具について、ニーズに応じて適切な給付を実施します。

日常生活用具をはじめ、介護者の負担の軽減にも資する福祉用具について、品目の見直しも含めた制度の充実に努めます。

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
介護・訓練支援用具	件	6	1	4	5	5	5
自立生活支援用具	件	11	15	18	17	17	17
在宅療養等支援用具	件	13	15	36	20	20	20
情報・意思疎通支援用具	件	16	14	8	15	15	15
排泄管理支援用具	件	1,977	1,931	1,760	2,000	2,000	2,000
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	2	1	2	3	3	3

《手話奉仕員養成研修事業》

手話講習会入門コース、基礎会話コースをそれぞれ昼夜開講します。

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	0	0	0	1	1	1

《移動支援事業》

外出及び社会参加が困難な障害のある人に対し、ガイドヘルパーを派遣します。

サービス提供事業者の確保並びに質の向上に取り組みます。

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
移動支援事業	利用者数 [人/年]	身体障害者	53	48	35	55	59	63
		知的障害者	124	112	74	117	127	137
		精神障害者	8	10	4	12	13	14
		障害児	20	12	7	12	13	14
		合計	205	182	120	196	212	228
	量の見込み [時間/年]	身体障害者	9,141	8,215	6,261	9,612	9,899	10,130
		知的障害者	12,552	11,590	6,126	12,613	13,144	13,588
		精神障害者	362	548	233	600	624	644
		障害児	2,383	1,089	628	1,244	1,293	1,335
		合計	24,438	21,442	13,248	24,069	24,960	25,697

《地域活動支援センター事業Ⅰ型》

創作的活動、生産活動、社会との交流の促進などの事業を加え、相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発などの事業を実施します。

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
地域活動支援 センターⅠ型	設置箇所数 [か所]	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 [人]	216	216	216	218	220	222

(2) その他事業

《訪問入浴サービス事業》

重度の身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において、入浴サービスを提供します。(週2回)

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
訪問入浴サ ービス事業	実利用者数 [人]	3	4	3	3	3	4
	利用回数 [回]	189	136	170	180	190	200

《日中一時支援事業》

知的障害のある人と障害のある児童を対象に日中一時支援を実施しています。

放課後等デイサービスの基盤が確保されているため、今後は既存の事業所の質の確保に努めます。

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
日中一時支援事業	実利用者数 [人]	38	31	28	36	38	40

《社会参加支援事業》

障害のある人の自立生活及び社会参加を支援することを目的に、以下の事業について引き続き実施します。

（声の広報等発行事業）

- ・市が発行する広報等の内容をデージー図書（デジタル音声情報システム）に吹き込んだ上で視覚障害のある人に送付し、地域生活において必要な情報を定期的に提供します。

（自動車運転免許取得費助成事業）

- ・身体障害のある人に対し、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

（自動車改造費助成事業）

- ・身体障害のある人が自ら所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する費用の一部を助成します。

第5章 第2期障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づき、第2期障害児福祉計画を策定します。

障害児福祉計画は、障害や発達に課題のある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容と見込量等を定めるものです。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響により、本計画における見込量については、利用実績と大きく乖離する可能性があります。

1 基本的な考え方

(1) 本市における基本的な考え方

本市では、児童が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「子どもの安全安心都市宣言」を行い、希望に満ちた児童の健やかな成長は、市民みんなの願いであり、地域の児童をみんなで力をあわせて守ることをうたっています。

そのためには、ライフステージに応じた適切な支援を提供できる体制の整備が必要で、市の関係課や関係機関が連携して、支援の必要な児童を早期に把握し、保護者への丁寧な説明を行う中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の幅広い連携のもと、地域において児童を守り育てていくことができる環境づくりを図ります。

また、障害児福祉、障害児通所支援、障害児相談支援の充実を図るとともに、適切な支援等を通じて障害児支援の地域格差をなくすよう地域支援体制の構築を図ります。

障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方として、重点項目に沿って、児童の「療育・教育」及び「保健・医療」の体制の充実に向けた取組を展開していきます。

本計画は、障害児支援の提供体制に係る関係機関との連携や計画の整合性を保ちながら作成しています。また、障害福祉計画と同様に、「成果目標」を設定し、この目標達成に向けた「活動指標」の設定とP D C Aサイクルに基づく年度ごとの評価や計画の見直しを行っていきます。

(2) 第2期障害児福祉計画の重点項目

① 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築

令和2年度(2020年度)に本市では、母子保健業務を教育委員会事務局の次世代育成部に移管し、同部に新たに子育て世代包括支援センターを設置しました。これは、母子保健部門と子育て支援部門とが同じ組織で同じフロアで執務する体制をつくることで、妊娠期から子育て期までの保護者・乳幼児等に対し切れ目のない支援につなげていくことを目的としたものです。

医療的ケア児や難聴児、発達など様々な課題を抱える児童に対しては、早期に適切な援助が受けられるよう、健診・検査や相談、訪問指導などを通して関係機関と連携を図り、支援を進めていきます。

[関連項目]

- ・健康親子教室（すこやかルーム）を実施し、育児不安の軽減と必要に応じて発達支援の機関連携につなげるなど、個々に合わせた早期発達支援を図ります。（出産育児課）
- ・乳幼児健康診査を実施し、発達に課題のある児童の早期発見に努め、関係機関と連携し支援を行います。（出産育児課）
- ・発達や親子関係に支援が必要な家庭に親子教室を実施します。（家庭児童相談課）

② 児童を取り巻く関係機関が連携した地域支援体制の構築

児童の支援にあたっては、保健所や学校園、保育所、学童保育、教育センター、児童発達支援センター、通所支援事業所、入所施設等、さまざまな機関が個人情報に配慮しながら情報を共有し、支援の方向性を共通認識するとともに、質の向上に努め、オール摂津での支援体制を構築します。

また、保育所等訪問支援の実施や、障害児保育の対象者に対し巡回指導、巡回相談を実施し、地域社会へのインクルージョン[※]を推進します。

※インクルージョン：教育や福祉の分野等において、障がいがあることによる区別を取り除き、誰もが対等な関係で関わりあい、社会や組織に参加する機会が提供されるという理念。

【関連項目】

- ・ 児童の自立した生活を支えるため、相談支援事業者がサービス利用者全員に利用計画を作成し、個々の児童に応じたサービスの提供を行います。（子育て支援課）
- ・ 児童発達支援センター等において、保育所や小学校等に対し保育所等訪問支援を行うことで療育体制の充実につなげます。（子育て支援課）
- ・ 利用者のニーズに応じて、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業等を実施します。（子育て支援課）
- ・ 障害のある子どもや支援が必要な子どもが通う保育所等に対して、臨床発達心理士等による巡回指導・巡回相談を実施します。（こども教育課）
- ・ 近隣市も含めた就学前施設や関係機関と連携し、教育上配慮を要する就学予定者とその保護者に、適切な就学先決定に向けた早期からの就学相談を実施します。（教育支援課）
- ・ 保護者と発達に関する相談を実施し、児童の状況に応じて家庭で取り組めることを伝えるとともに、保護者の了解のもと通園先と連携した支援を実施します。（家庭児童相談課）

③ 特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備

医療的ケアが必要な児童や重度の障害がある児童などの場合には、家族のニーズを的確に把握することや関係機関の把握している情報や課題を共有することが必要であることから、保健所や児童発達支援センター、相談支援事業所、通所支援事業所、学校など各関係機関が連携して取り組んでおります。

医療的ケア児の支援に関しては、医療的ケア児に関連する分野の支援を調整するコーディネーターが必要であり、福祉関係と医療関係のコーディネーターを各1名配置することを目指します。

また、医療的ケア児の発達段階に応じた支援や、関係機関との連携により、当事者家族が抱える課題の解決、社会資源の改善等に取り組めます。

【関連項目】

- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を確保し、身近な地域で支援を受けられるように体制を整備します。（子育て支援課）
- ・ 医療的ケア児に関連する分野の支援を調整するコーディネーターを、福祉分野で1名、医療分野で1名配置します。また、関係機関による協議の場を定期的を開催します。（子育て支援課）

④ 発達障害児とその家族に対する支援体制の充実

本市では乳幼児健診において発達障害にかかる問診項目を設け、発達障害の早期発見に努めており、母子保健でのフォローをはじめとして、親子の関わり方を遊びながら学ぶ親子教室、子どもの得意な部分・苦手な部分を把握する発達検査、児童発達支援センターや医療機関等の専門機関の紹介などを実施していきます。

今後は、就学に向けた機関同士での丁寧な引継ぎや、親支援プログラム、同じ悩みを持つ保護者同士での懇談の場など、さらなる支援が求められています。

【関連項目】

- ・発達や親子関係に支援が必要な家庭に親子教室を実施します。(家庭児童相談課)【再掲】
- ・こども発達支援センターwillへ個別療育支援事業を委託し、質の高い療育及び保護者研修を提供します。(子育て支援課)
- ・健康親子教室(すこやかルーム)を実施し、育児不安の軽減と必要に応じて発達支援の機関連携につなげるなど、個々に合わせた早期発達支援を図ります。(出産育児課)【再掲】
- ・乳幼児健康診査を実施し、発達に課題のある児童の早期発見に努め、関係機関と連携し支援を行います。(出産育児課)【再掲】

2 成果目標

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

成果目標	目 標 令和5年度	備 考
児童発達支援センターの設置	1か所	<p><u>国・大阪府の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度(2023年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 <p><u>本市における設定方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 本市はすでに設置済みですが、地域支援の中核的な役割を担い続けるため、相談支援専門員や有資格者の質の向上を図ります。
保育所等訪問支援事業の充実	5か所	<p><u>国・大阪府の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、令和5年度(2023年度)末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 <p><u>本市における設定方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在本市では保育所等訪問支援を4ヶ所で開催していますが、引き続きサービスを確保するため民間事業所に対しノウハウの共有、指導を実施します。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

成果目標	目 標 令和5年度	備 考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援 1か所 放課後等デイサービス 1か所	<p><u>国・大阪府の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度(2023年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 <p><u>本市における設定方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在本市では主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所はありませんので、それぞれ1ヶ所以上確保することを目標とします。

③ 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

成果目標	目 標 令和5年度	備 考
医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関による連携・協議の場及びコーディネーターの設置	関連分野の支援を調整するコーディネーターを、福祉関係・医療関係の各1名配置の上、関係機関の協議の場を定期的開催する	<p><u>国・大阪府の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度(2023年度)末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。 <p><u>本市における設定方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在本市では関係機関の協議の場は設置済みであり、コーディネーターについては、福祉関係では1名設置、医療関係では未設置のため、今後は必要に応じて医療関係のコーディネーターを1名配置することを目指します。

◆成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	1人
ペアレントメンターの数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人

3 障害児支援サービス等の見込量と確保策

(1) 障害児通所支援

障害児通所支援については、子ども・子育て支援法に基づく本市の子ども・子育て支援事業計画や関連施策との緊密な連携を図る必要があります。

また、就学時及び卒業時において支援が円滑に移行されることを含め、学校や障害福祉サービスを提供する事業所等が連携を図るとともに、通所支援事業所の機能強化・サービスの質の向上に取り組む必要があります。

特別な支援が必要な児童の支援体制については、医療的ケアが必要な重症心身障害児等の支援基盤の整備を図るとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関において、共通の理解に基づき総合的な支援体制の構築を図ります。

児童に関する各サービスの確保の方策については、62ページの「(2)第2期障害児福祉計画の重点項目の②児童を取り巻く関係機関が連携した地域支援体制の構築」に掲載しています。

《児童発達支援》

就学前の児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
児童発達支援	利用者数 [人/月]	121	153	122	125	130	135
	量の見込み [人日分/月]	540	612	630	650	660	670

《医療型児童発達支援》

肢体不自由のある児童について、児童発達支援及び治療を行います。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
医療型児童 発達支援	利用者数 [人/月]	6	10	6	6	8	10
	量の見込み [人日分/月]	56	46	75	65	70	75

《放課後等デイサービス》

就学中の児童に、放課後や夏休みなど学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
放課後等 デイサービス	利用者数 [人/月]	227	222	236	240	250	260
	量の見込み [人日分/月]	2,092	2,176	2,126	2,400	2,500	2,600

《保育所等訪問支援》

児童が通う保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
保育所等 訪問支援	利用者数 [人/月]	18	23	25	28	33	38
	量の見込み [回/月]	18	24	28	30	35	40

《居宅訪問型児童発達支援》

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、児童発達支援を行います。

■ 1か月あたりの量の見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	2	4	6
	量の見込み [回/月]	0	0	0	4	8	12

(2) 障害児相談支援

障害児福祉サービスまたは地域生活支援事業を利用する障害のある児童に対し、支給決定時において、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

障害児相談支援は、主に市立児童発達支援センターで実施しています。児童の計画相談や障害児相談支援はサービス利用者のすべてを対象として導入しています。利用者が安心してサービスを受けられるよう、引き続き相談支援専門員の質及び量の確保に努めます。

■ 1か月あたりの利用者数の見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 令和 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児相談支援	利用者数 [人/月]	48	60	62	65	70	75

4 子ども・子育て支援事業計画との整合について

《障害のある児童の子ども・子育て支援等の利用量》

障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、子ども・子育て支援等の利用ニーズ把握及びその提供体制の整備に努めます。第2期障害児福祉計画期間における障害のある児童や特別な配慮を必要とする児童の受け入れに関する定量的な目標については、次のように設定します。

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
子ども・子育て支援等の利用ニーズ*	人	281	303	306	320	330	340

※18歳未満の障害者手帳所持者数

令和2年(2020年)3月に策定した「第2期摂津市子ども・子育て支援事業計画」において掲げた幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援に関する定量的な見込みのうち、本計画期間内にあたる令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの関連事業の量の見込み(障害児を含む)は次のとおりです。

事業区分		単位	見込量		
			令和3年度	4年度	5年度
幼児期の教育、保育給付	1号認定(認定こども園及び幼稚園)	3～5歳：人/年	918	901	905
	2号認定(認定こども園及び保育所)	3～5歳：人/年	1,319	1,296	1,301
	3号認定(認定こども園及び保育所、地域型保育)	0歳：人/年	234	232	232
		1・2歳：人/年	854	856	852
時間外保育事業		人/年	1,313	1,300	1,302
放課後児童健全育成事業		低学年：人/年	838	876	894
		高学年：人/年	253	245	243
地域子育て支援拠点事業		人回/年	42,108	42,132	42,012
一時預かり事業		幼稚園在園者 人日/年	32,297	32,029	31,776
		上記以外 人日/年	20,416	20,267	20,247

第6章 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、あらゆる分野、領域にわたっています。このため、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取組を推進していきます。

障害のある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者、行政等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。特に、相談支援事業者やサービス事業者の連携・調整を促進し、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

また、障害者施策の円滑な推進に向け、国、大阪府、関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。

(2) 進行管理と評価

計画の推進に当たっては、PDCAサイクルのもとに、各施策の実施状況、成果目標・活動指標の達成状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画の進捗状況について、「摂津市障害者施策推進協議会」及び「摂津市障害者地域自立支援協議会」へ報告するとともに、幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

参 考 資 料

1 策定体制と経過

(1) 策定体制

① 摂津市障害者施策推進協議会

○ 摂津市障害者施策推進協議会条例

昭和51年6月28日

条例第19号

最近改正 平成25年3月29日条例第14号

〔注〕 平成17年から改正経過を注記した。

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、摂津市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平17条例36・平24条例15・平25条例14・一部改正）

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 関係団体の代表者

(3) 学識経験を有する者

(4) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 協議会に特別の事項を調査審議させるため、5人以内の専門員を置くことができる。

(会長)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（平17条例36・平24条例15・一部改正）

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（平17条例36・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成17年6月29日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日条例第15号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 摂津市障害者施策推進協議会条例施行規則

昭和51年6月28日

規則第13号

最近改正 平成20年3月17日規則第6号

〔注〕 平成20年から改正経過を注記した。

（趣旨）

第1条 この規則は、摂津市障害者施策推進協議会条例（昭和51年摂津市条例第19号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 摂津市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、会議において必要と認めるときは、専門員又は会議の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第3条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

（平20規則6・一部改正）

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

参考資料

附 則（平成元年3月30日規則第6号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第14号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成11年8月31日規則第16号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、平成11年9月1日から施行する。

附 則（平成20年3月17日規則第6号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

○ 摂津市障害者施策推進協議会委員名簿

令和3年3月現在（順不同・敬称略）

区 分	氏 名	団体又は役職名
学識経験者	鶴 野 隆 浩	大阪人間科学大学教授
	山 中 徹 二	大阪人間科学大学助教
関係団体の代表者	山 下 弘 子	摂津市身体障害者福祉協会
	稲 田 通 子	摂津市手をつなぐ親の会
	馬 渡 恵美子	摂津市肢体不自由児者父母の会
	田 中 清	あけぼの福祉会
	榎 谷 佳 純	摂津市社会福祉協議会
	森 義 明	摂津市人権擁護委員
	近 藤 桂 一	摂津市医師会
	橋 本 和 哉	摂津市医師会
	下 村 良 浩	摂津市歯科医師会
	島 内 嘉 紀	摂津市商工会
	浅 岡 正 幸	摂津市人権協会
	隈 本 康 介	ダイキン工業労働組合淀川支部
関係行政機関の職員	樋 口 啓 司	吹田子ども家庭センター所長
	山 内 一 寛	茨木保健所地域保健課長
	花 野 勝 利	茨木公共職業安定所長
	小 林 寿 弘	摂津市教育委員会次世代育成部長
	野 村 眞 二	摂津市保健福祉部長

② 摂津市障害者地域自立支援協議会

○ 摂津市障害者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第89条の3に規定する障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される摂津市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 困難事例への対応についての協議及び調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害(児)福祉計画の策定に関すること。
- (6) その他協議会に必要な事務

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等を代表する者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定め任期を2年とする。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(実務担当者会議)

第6条 協議会は、必要に応じ第2条各号に掲げる事務に関し調査、研究等を行うため、実務担当者会議を開催する。

- 2 実務担当者会議は、別表に掲げる団体等の実務担当者をもって構成する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

参考資料

- 附 則
この要綱は、平成19年6月6日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成20年9月17日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成22年5月14日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成23年3月14日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成25年5月30日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成26年5月15日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成27年5月29日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成30年5月22日から施行する。
- 附 則
この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

○ 摂津市障害者地域自立支援協議会委員名簿

令和3年3月現在（順不同・敬称略）

区 分	氏 名	団体又は役職名
指定相談支援事業所	石 井 寛 人	摂津市障害者総合相談支援センター
	熊 谷 美和子	摂津障害者生活支援センター はあねす
	勝 又 真 敬	あしすと
障害児相談支援事業所	田 村 ゆ み	摂津市立つくし園
障害福祉サービス事業者	堀 田 洋 子	社会福祉法人 摂津市社会福祉協議会
	青 山 直 美	摂津市立みきの路
	吉 田 典 生	社会福祉法人 光摂会
	田 中 清	社会福祉法人 あけぼの福祉会
	池 田 和 郎	社会福祉法人 こころ福祉会
福祉関係者	乾 富 治	社会福祉法人 摂津市社会福祉協議会
	登 阪 弘	社会福祉法人 摂津育和会
当事者団体	山 下 弘 子	摂津市身体障害福祉協会
	田 中 育 子	摂津市手をつなぐ親の会
	中 川 和 子	摂津市肢体不自由児者父母の会
教育・雇用関係者	大 井 雅 晴	大阪府立茨木支援学校
	松 谷 智 美	大阪府立摂津支援学校
	熊 谷 達 也	茨木・摂津障害者就業・生活支援センター
保健・医療関係者	山 内 一 寛	大阪府茨木保健所
関係行政機関	藤 山 京	摂津市教育委員会事務局教育総務部教育支援課
	石 原 幸一郎	摂津市教育委員会事務局次世代育成部子育て支援課
	木 下 伸 記	摂津市教育委員会事務局次世代育成部家庭児童相談課
	飯 野 祐 介	摂津市保健福祉部障害福祉課

(2) 計画策定の経過

	日程	会議の名称等	報告・議事内容等
令和2年	6月22日(月) (書面開催)	第1回摂津市障害者 地域自立支援協議会	○実務担当者会議からの報告 ○障害者相談支援事業の報告及び基幹相談支援 センター等機能強化事業の事業報告 ○障害福祉計画等の実績について ○地域生活支援拠点事業について
	7月14日(金) 14:00~15:30	第1回摂津市障害者 施策推進協議会	○委員の紹介について ○会長の選出について ○第5期摂津市障害福祉計画等の令和元年度実 績について ○摂津市における障害福祉の現状について ○次期摂津市障害福祉計画等について
	8月3日(月) ~8月28日(金)	障害福祉に関するア ンケート調査	○障害のある人の意向の把握(児・者)
	9月1日(火) ~9月18日(金)	事業所・団体アンケ ート	○障害福祉サービス事業所等、障害者(児)関 係団体における事業・活動状況、意向の把握
	9月14日(月) (書面開催)	第2回摂津市障害者 施策推進協議会	○アンケート集計結果中間報告について ○大阪府の基本的考え方に基づく計画内容につ いて ○団体・ヒアリングについて
	9月18日(金) (書面開催)	第2回摂津市障害者 地域自立支援協議会	○令和2年度第1回摂津市障害者地域自立支援 協議会について ○次期障害福祉計画等の策定について
	10月21日(水) ~11月5日(木)	障害者(児)関連団 体・事業所ヒアリン グ	○事前調査に回答いただいた摂津市内の障害 者(児)の当事者団体及び関連団体、事業 者から任意抜粋して直接ヒアリング
	11月24日(火) 14:00~15:00	第3回摂津市障害者 施策推進協議会	○委員の変更について ○アンケート等の報告について ○次期摂津市障害福祉計画等(素案)につい て
	12月4日(金) 14:00~15:00	第3回摂津市障害者 地域自立支援協議会	○アンケート等の報告について ○次期摂津市障害福祉計画等(素案)につい て
	12月25日(金) ~1月12日(火)	施策推進協議会委員 への意見募集	○次期摂津市障害福祉計画等(素案)につい ての意見募集
令和3年	1月26日(火) 14:00~15:00	第4回摂津市障害者 施策推進協議会	○次期摂津市障害福祉計画等の策定について
	1月29日(金) 14:00~15:00	第4回摂津市障害者 地域自立支援協議会	○事業所団体アンケート等の報告について ○次期摂津市障害福祉計画等(素案)につい て
	2月8日(月) ~3月9日(火)	パブリックコメント の募集	○市のホームページ、市役所や公共施設等で 計画素案を公表
	3月22日(月) 14:00~14:30	第5回摂津市障害者 施策推進協議会	○次期摂津市障害福祉計画等の策定について
	3月23日(火) 14:00~15:00	第5回摂津市障害者 地域自立支援協議会	○次期摂津市障害福祉計画等の策定について

2 アンケート調査・ヒアリング調査の結果

(1) 摂津市の障害福祉に関する市民アンケート調査

① 調査方法と回収状況

計画の策定に向けて、障害のある方々の日頃の生活のご様子、福祉サービス等のあり方に対するお考えや利用意向を把握し、今後の施策立案に必要な資料を得るために、アンケート調査を実施しました。

調査の方法と回収状況、回答者の主な属性

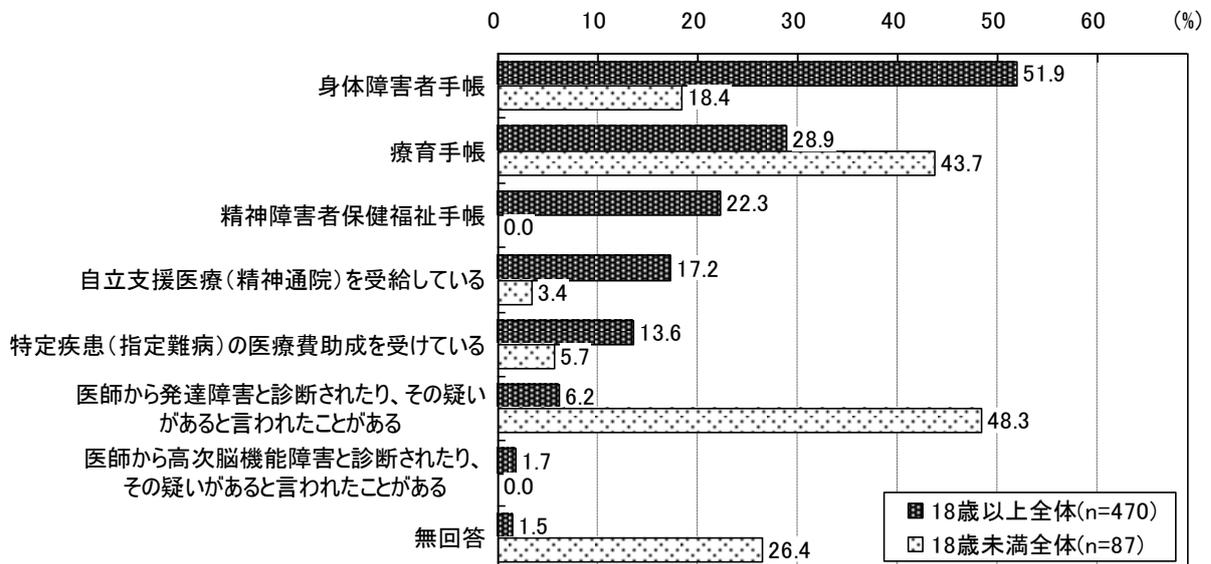
調査対象	18歳以上：令和2年(2020年)8月現在、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証のいずれかをお持ちの方の中から無作為抽出 18歳未満：令和2年(2020年)8月現在、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかをお持ちの方、また、通所支援等の福祉サービスを利用されている18歳未満の方の中から無作為抽出
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	令和2年(2020年)8月
回収状況	配布数：18歳以上 1,000件／18歳未満 200件 有効回収数： // 470件／ // 87件 有効回収率： // 47.0%／ // 43.5%

- ※ アンケート調査結果の各設問の母数 n (Number of case の略) は、設問に対する有効回答者数を意味します。
- ※ 各選択肢の構成比 (%) は、小数点第 2 位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が 100% にならない場合があります。また、複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が 100% を超える場合があります。
- ※ グラフ中の数字は、特に断り書きのない限りすべて構成比を意味し、単位は % です。
- ※ 属性別クロス集計のグラフ・集計表には、属性が無回答であったサンプルの集計結果を省略しています。

② 主な集計結果（抜粋）

回答者の属性と介助・支援の状況

◆あなたがお持ちの手帳の種類・等級（程度）は何ですか。また、自立支援医療の受給や発達障害の診断などを受けていますか。（複数回答）



- ・ 18歳以上の手帳所持状況は、身体障害者手帳が51.9%、療育手帳が28.9%、精神障害者保健福祉手帳が22.3%となっています。また、18歳未満では、発達障害と診断されたり、その疑いがある人が48.3%、療育手帳の所持者が43.7%となっています。
- ・ 発達障害の診断結果は自閉症が最も多く、18歳以上の24.1%、18歳未満の40.5%となっています。

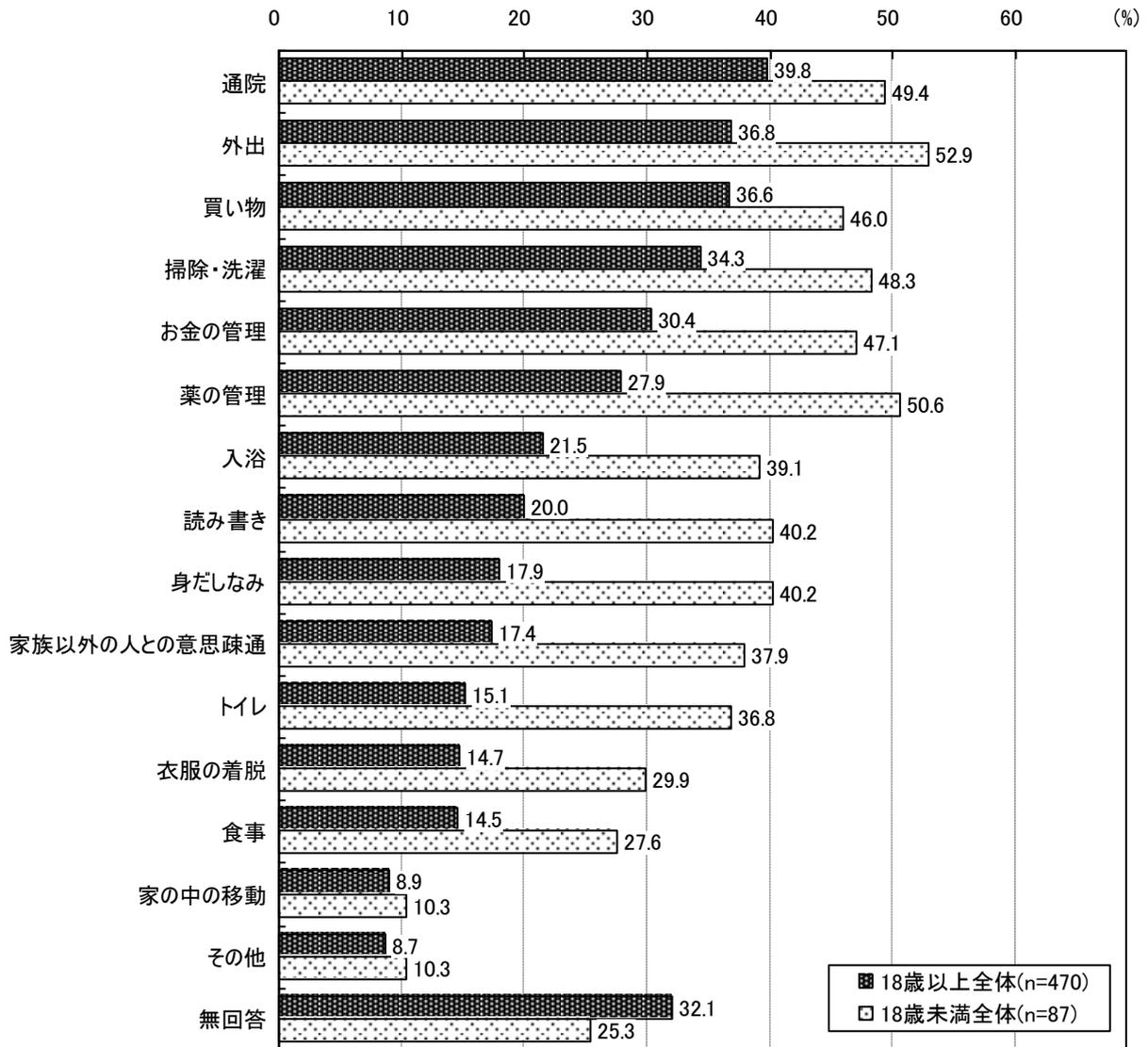
◆あなたは、医療的ケアを受けていますか。

- ・ 18歳以上で医療的ケアを受けている人は8.9%となっています。
- ・ 18歳未満のうち18.4%の人が何らかの医療的ケアを必要としており、内容別には服薬管理が10.3%と最も多くなっています。
- ・ 医療的ケアに関して何か困っていることがある人は、18歳以上（医療的ケアを受けている人）の31.0%、18歳未満（医療的ケアを必要としている人）の18.8%となっています。

◆あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。また、障害福祉サービスと介護保険サービスの両方のサービスを利用している人は、何か困っていることはありますか。

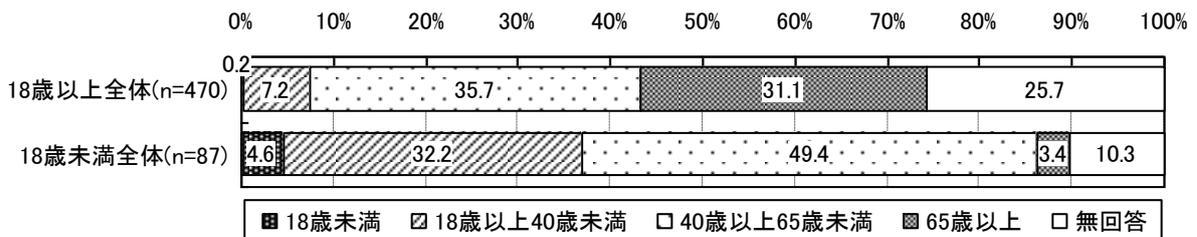
- ・ 65歳以上の人のうち、介護保険サービスを利用している人は27.2%となっています。
- ・ 障害福祉と介護保険サービスを両方利用する人の21.2%が何らかの困りごとを抱えています。

◆どのようなときに介助や支援が必要ですか。(複数回答)



・18歳以上では、通院（39.8%）、外出（36.8%）、買い物（36.6%）、掃除・洗濯（34.3%）の順、18歳未満では、外出（52.9%）、薬の管理（50.6%）、通院（49.4%）、掃除・洗濯（48.3%）、お金の管理（47.1%）の順で介助や支援が必要という人が多くみられます。

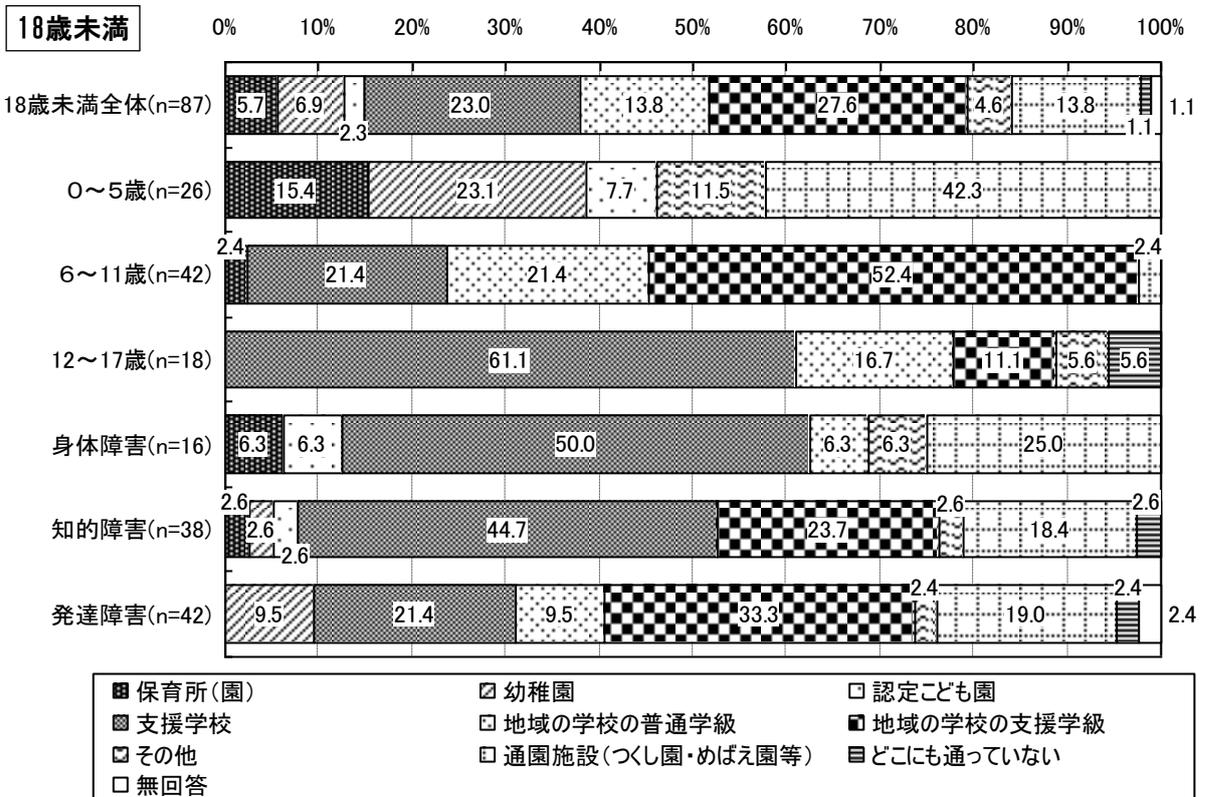
◆特に中心となって介助・支援してくれる年齢について教えてください。



・18歳以上では、65歳以上の介助・支援者が31.1%となっています。

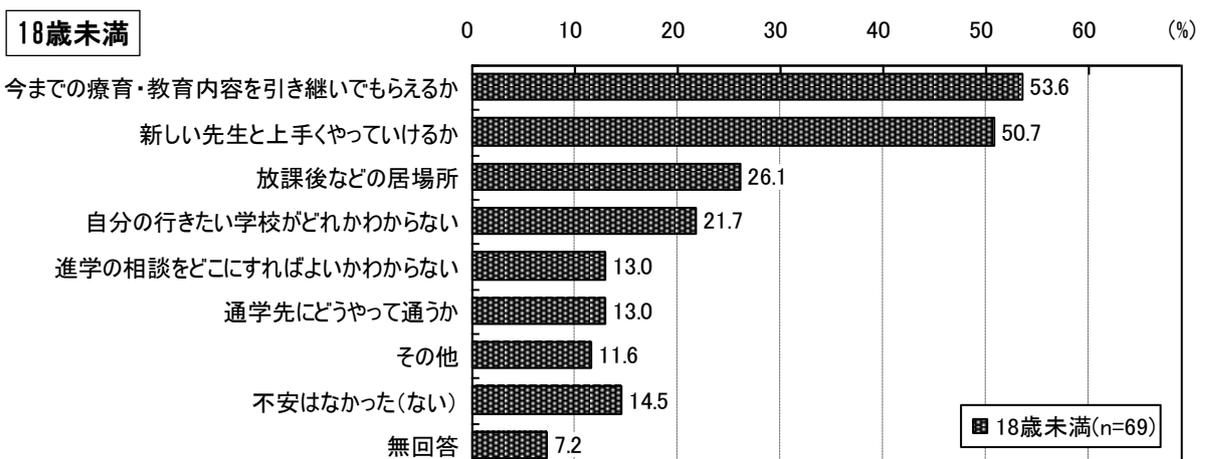
就園・就学の状況

◆あなたは、現在、学校などに通っていますか。



・「地域の学校の支援学級」が27.6%、「支援学校」が23.0%、「地域の学校の普通学級」と「通園施設(つくし園・めばえ園等)」がそれぞれ13.8%となっています。

◆進学や進級するときどのような不安がありましたか(ありますか)。(複数回答)



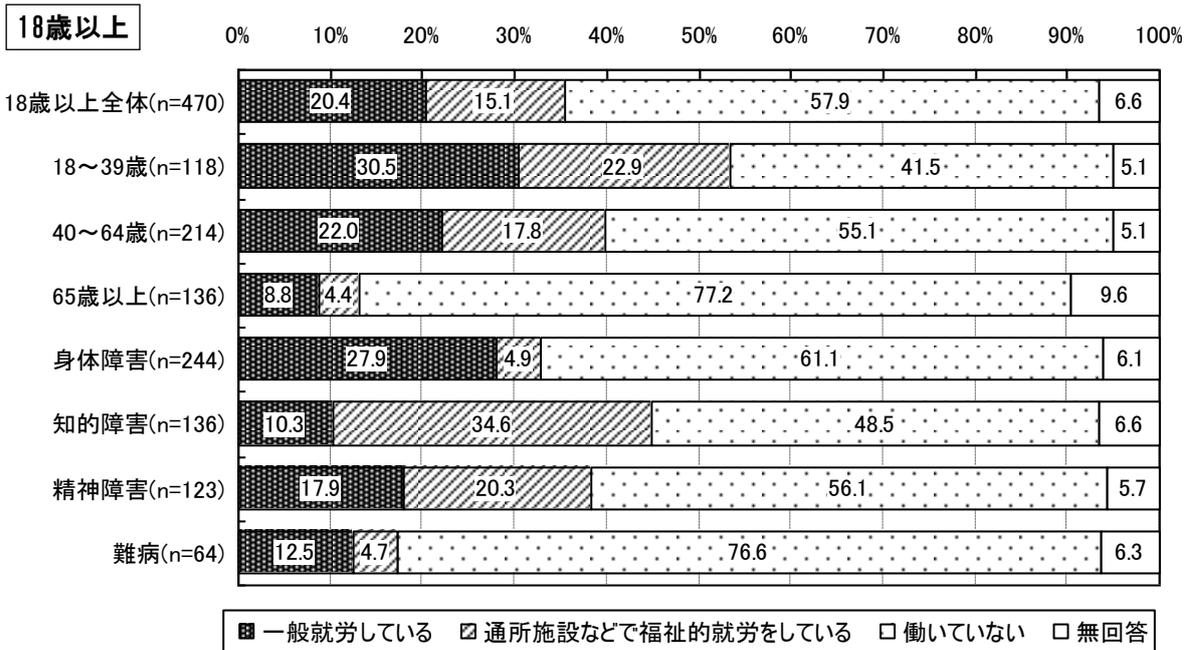
・「今までの療育・教育内容を引き継いでもらえるか」が53.6%と最も多く、次いで「新しい先生と上手くやっていけるか」が50.7%、「放課後などの居場所」が26.1%、「自分の行きたい学校がどれかわからない」が21.7%となっています。

◆あなたは現在の学校等を卒業した後の進路をどのように考えていますか。(18歳未満)

- ・「地域の小・中学校・高等学校に進学したい」が60.9%と最も多く、次いで「支援学校の小・中学部・高等部に進学したい」が18.8%、「障害児(者)の施設に通所したい」が10.1%となっています。

就労の状況と今後の意向

◆あなたは現在、働いていますか。



- ・「一般就労している」が20.4%、「通所施設などで福祉的就労をしている」が15.1%と、働いている人の割合は35.5%となっています。
- ・年齢別にみると、働いている人の割合は18～39歳では53.4%を占めていますが、年齢が高くなるほど低下する傾向にあります。また、障害の種類別にみると、知的障害のある人のうち34.6%が「通所施設などで福祉的就労をしている」と答えています。

◆あなたは、今後どのような形で働くことを希望されますか。現在すでに働いている方も、望ましいと思われる働き方を選んでください。(18歳以上)

- ・「働くことは希望しない」と無回答を除いて、18歳以上の52.1%が何らかの形で働く意向を示しています。
- ・年齢別にみると、18～39歳の35.6%が「会社員などの正規の社員(職員)」として働くことを希望しています。また、障害の種類別にみると、働く意向を示している人は、精神障害のある人で61.8%、知的障害のある人で52.2%となっており、知的障害のある人では「福祉的就労」が30.1%となっています。

◆働く際の条件として重視することは何ですか。(18歳以上・複数回答)

・「賃金」が24.0%、「職場の理解」が23.6%、「職場環境」が22.3%、「人間関係」が19.8%「勤務日数・勤務時間」が18.9%「通勤距離」が18.5%の順となっています。

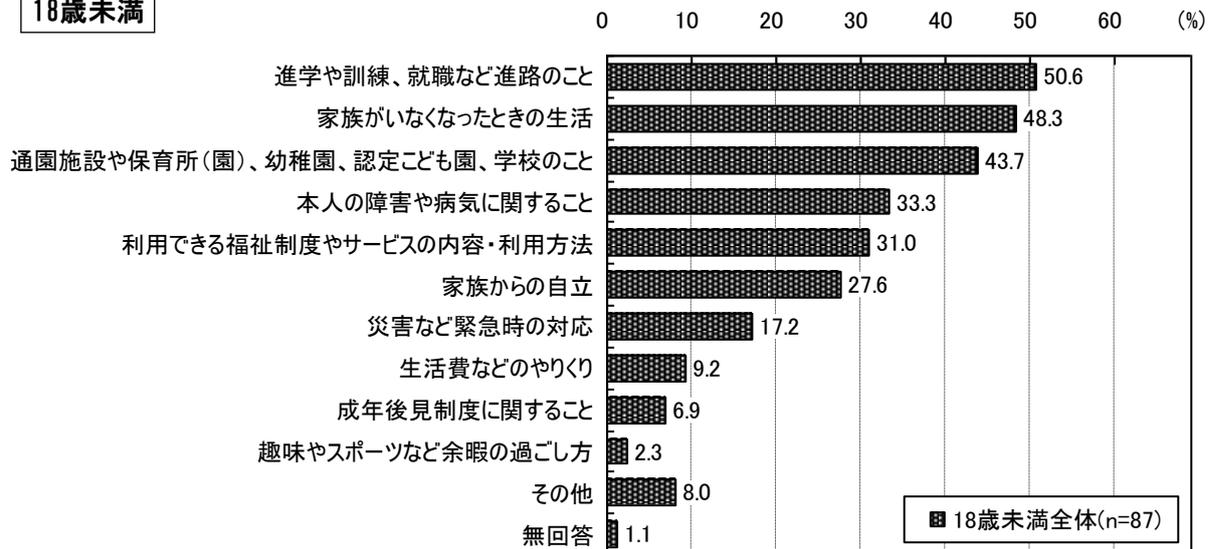
情報や相談に関する状況と意識

◆あなたは、ふだんどのような情報を必要だと感じていますか。(18歳以上・複数回答)

・「利用できる福祉制度やサービスの内容・利用方法」が50.4%と最も多く、次いで「病院や診療所のこと」が24.7%、「障害福祉サービスを提供する事業所のこと」が23.6%となっています。

◆あて名のご本人のことで、ご家族が気にかかっていることはどのようなことですか。(複数回答)

18歳未満



・「進学や訓練、就職など進路のこと」が50.6%と最も多く、次いで「家族がいなくなったときの生活」が48.3%、「通園施設や保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校のこと」が43.7%、「本人の障害や病気に関すること」が33.3%、「利用できる福祉制度やサービスの内容・利用方法」が31.0%の順となっています。

◆困ったことや相談したいことがある時、あなたはどんな人や機関・窓口にご相談していますか。(18歳以上・複数回答)

・「家族」が62.6%を占めるほか、「病院や診療所」(32.1%)、「障害者相談支援窓口(障害者総合支援センター、はあねす、あしすとなど)」(22.8%)、「福祉施設の職員」(21.1%)、「市役所(障害福祉課など)」(19.8%)、「友人・知人」(18.3%)の順となっています。

◆あて名のご本人のことで困ったことや相談したいことがある時は、家族以外ではどこの機関・窓口にご相談していますか。(18歳未満・複数回答)

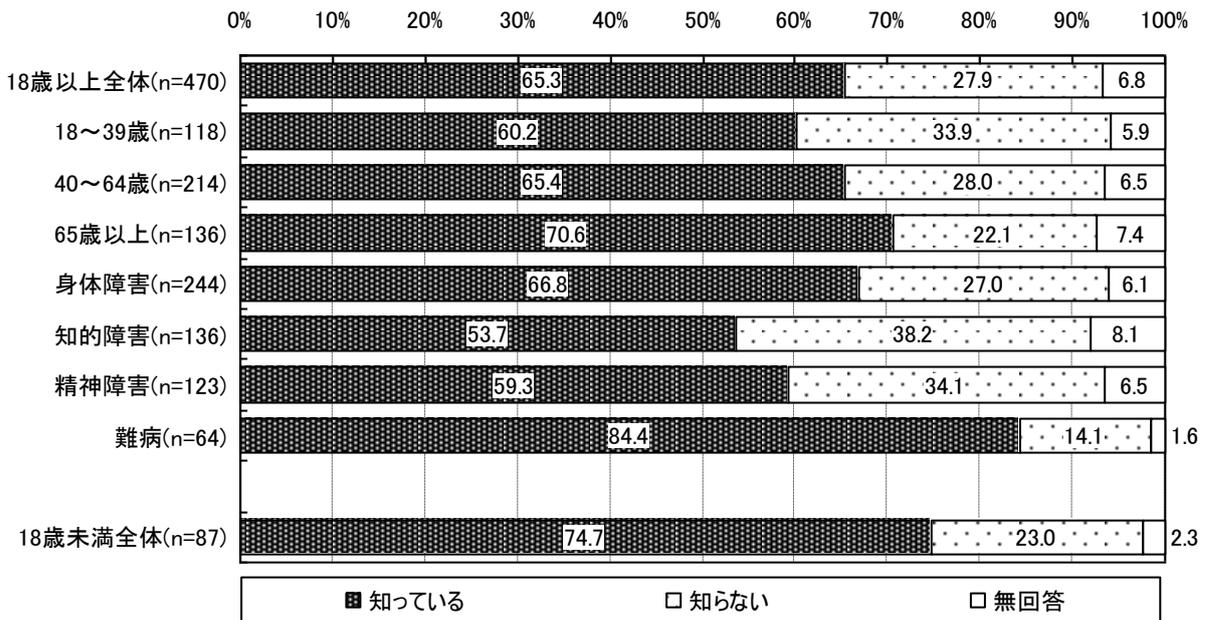
・「保育所(園)、幼稚園、認定こども園、学校」が58.6%と最も多く、次いで「病院や診療所」が36.8%、「福祉施設の職員」が26.4%、「市役所」と「保健センター、保健師」がそれぞれ20.7%、「障害者相談支援窓口(障害者総合支援センター、はあねず、あしすとなど)」が18.4%となっています。

◆市内における今後の相談支援体制について、どのようなことを望みますか。(18歳以上・複数回答)

・「障害に関わる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」が32.3%と最も多く、次いで「福祉の専門職を配置した相談窓口の整備」が24.3%、「休日や夜間の電話相談」が21.7%となっています。

災害など緊急時の対応

◆あなたは、地震や水害などの災害時における最寄りの避難所を知っていますか。



・避難所を「知っている」人は18歳以上の65.3%、18歳未満の74.7%となっています。
 ・18歳以上の障害の種類別にみると、知的障害のある人の38.2%、精神障害のある人の34.1%が「知らない」と答えています。

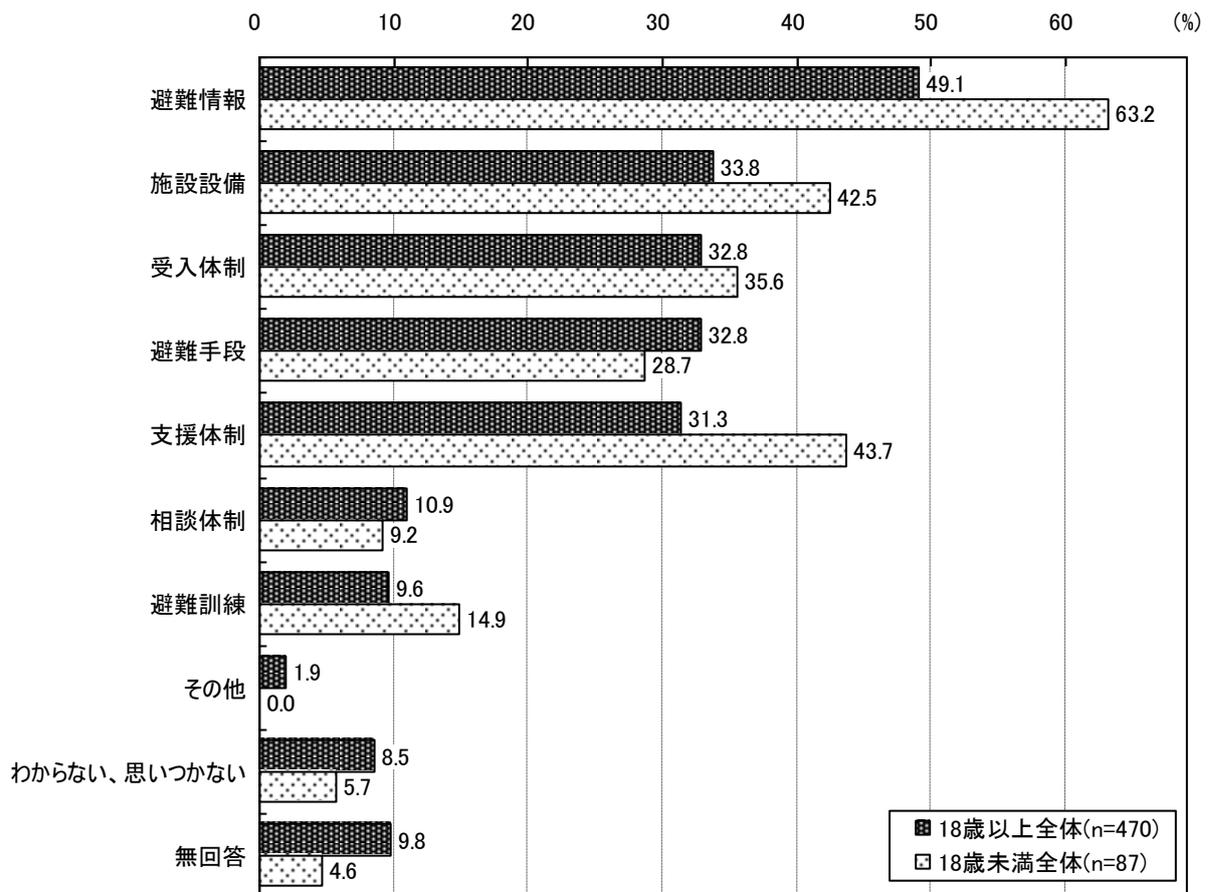
◆障害を理由として避難所への避難にためらいを感じますか。

・「とても感じる」「多少感じる」を合わせて、避難所への避難にためらいを感じている人は、18歳以上の45.5%、18歳未満の44.8%となっています。

◆避難所への避難にためらいを感じる理由は何ですか。(複数回答)

- ・「迷惑をかけると思ってしまうから」が最も多く、18歳以上の52.8%、18歳未満の69.2%となっています。これに次いで、18歳未満では「意思疎通がうまくできないから」が51.3%、「周囲の目が気になるから」が46.2%、「必要な配慮が得られないから」が38.5%の順となっています。

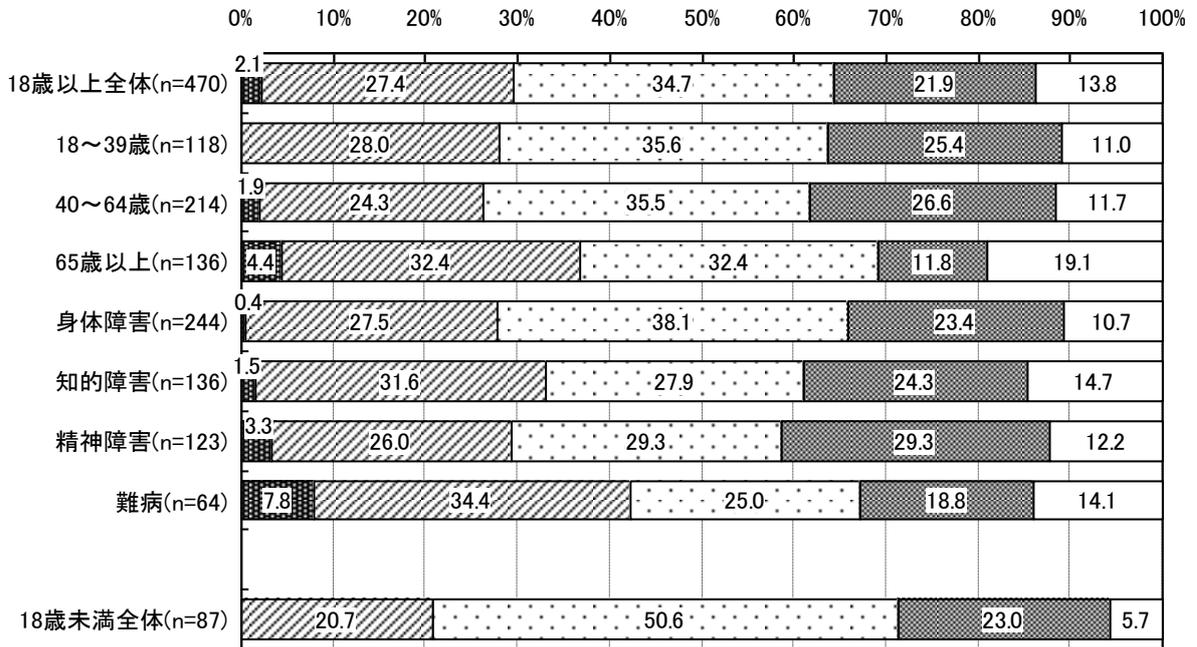
◆あなたは、地震や水害など緊急時にどのようなことが重要だと思いますか。(複数回答)



- ・18歳以上では、「避難情報」が49.1%と最も多く、次いで「施設設備」が33.8%、「受入体制」と「避難手段」がともに32.8%、「支援体制」が31.3%の順となっています。
- ・18歳未満についても、「避難情報」が63.2%と最も多く、次いで「支援体制」が43.7%、「施設設備」が42.5%、「受入体制」が35.6%、「避難手段」が28.7%の順となっています。

障害のある人の権利に関する意識

◆あなたはここ数年で障害のある人に対する市民の理解は深まったと思いますか。



■ かなり深まったと思う □ ある程度深まったと思う □ あまり深まったとは思わない □ 深まったとは思わない □ 無回答

- ・「かなり深まったと思う」「ある程度深まったと思う」を合わせて、障害のある人に対する市民の理解が深まったと思う人は、18歳以上の29.5%、18歳未満の20.7%となっています。
- ・18歳以上のうち、「深まったとは思わない」「あまり深まったとは思わない」という回答が多い属性は、40～64歳（62.1%）、身体障害のある人（61.5%）、18～39歳（61.0%）となっています。

◆障害があることで、あなたはふだんの生活のどのような場面で不適切な対応をされたり、いやな思いをしたことがありますか。（内容については複数回答）

- ・「いやな思いをしたことはない」と無回答を除いて、障害があることで不適切な対応をされたり、いやな思いをしたことがある人の割合は、18歳以上の38.5%、18歳未満の51.7%となっています。
- ・内容別には、18歳以上では「職場での生活」が11.3%、「学校での生活」が10.0%、「地域での生活」が7.9%の順となっています。
- ・18歳未満では、「学校での生活」が23.0%、「地域での生活」が19.5%、「病院の診察拒否」が6.9%の順となっています。

福祉サービスの利用状況と今後の意向

- ◆障害のある人のための福祉サービスについて、現在の利用状況、利用して気になったり、不満に思うことの有無、今後の利用についてのお考えをそれぞれ教えてください。
 (サービスを利用して気になったり、不満に思うことについては複数回答)

18歳以上

- ・現在利用しているサービスは多い順に、相談支援 (26.0%)、生活介護 (20.6%)、移動支援 (14.9%)、補装具 (12.3%) となっています。また、サービスを利用して気になったり、不満に思うことについては、短期入所で「利用したい日・時間に利用できない」が25.8%、「利用回数・時間などに制限がある」が16.1%、居宅介護で「利用回数・時間などに制限がある」が23.7%、共同生活援助で「利用したい日・時間に利用できない」と「利用者間トラブル」でともに12.9%となっています。

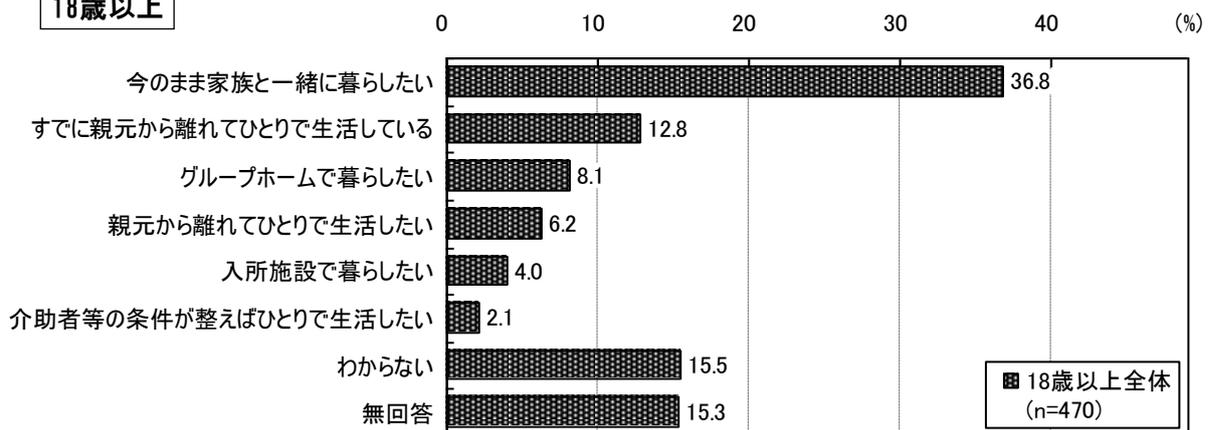
18歳未満

- ・現在利用しているサービスは多い順に、放課後等デイサービス (52.9%)、児童発達支援 (46.0%)、相談支援 (42.5%) となっています。また、サービスを利用して気になったり、不満に思うことについては、放課後等デイサービスで「利用したい日・時間に利用できない」と「利用回数・時間などに制限がある」が13.0%、児童発達支援で「利用回数・時間などに制限がある」が12.5%となっています。

将来の暮らしに関する意識

- ◆あなたは、親元から離れたり、入所している施設を出てひとりで暮らすなど、地域で自立して生活したいと思いませんか。

18歳以上

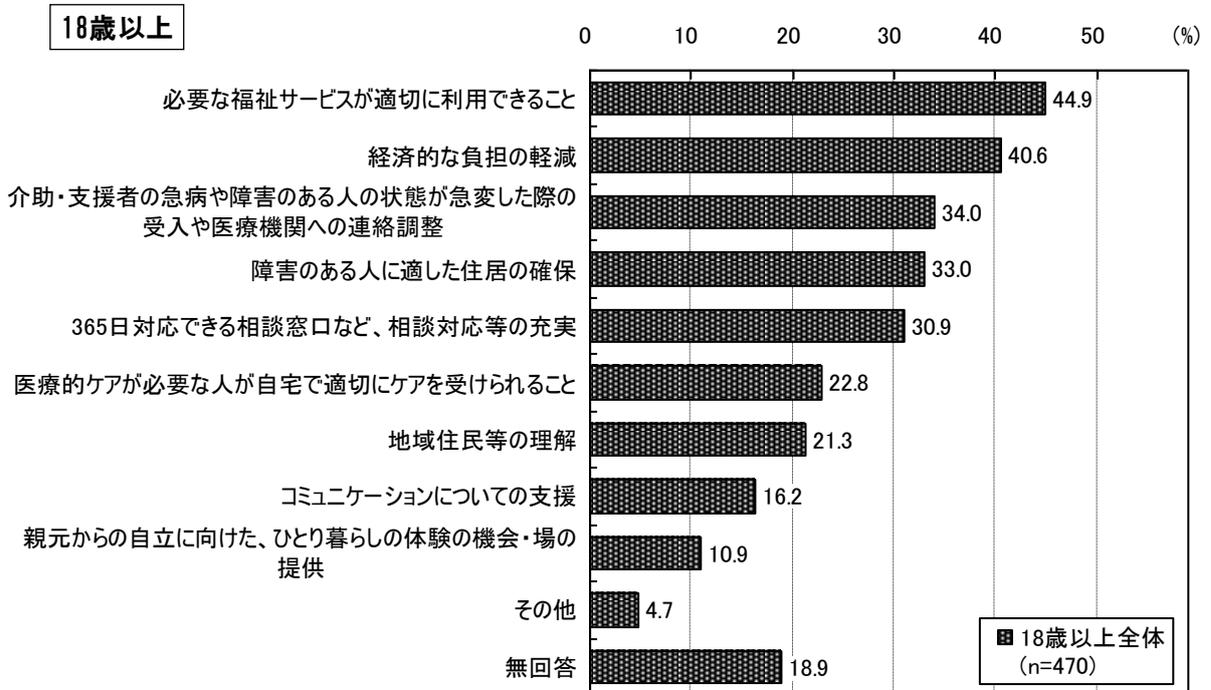


- ・「今のまま家族と一緒に暮らしたい」が36.8%と最も多く、次いで「すでに親元から離れてひとりで生活している」が12.8%、「グループホームで暮らしたい」が8.1%、「親元から離れてひとりで生活したい」が6.2%となっています。

◆現在一緒に暮らしている人と、将来、離れなくてはならなくなったときや一緒に暮らしている人の支援が受けられなくなったときに、不安なことはありますか。また、現在ひとり暮らしをしている人は、将来、不安なことはありますか。(18歳以上・複数回答)

・「買い物、洗濯、炊事など家事をすることがむずかしい」が29.8%と最も多く、次いで「収入が足りない」が29.1%、「契約や市役所での手続きをすることがむずかしい」が23.2%、「病院の受診、服薬など健康管理をすることがむずかしい」が23.0%、「今までの住まいで暮らし続けることがむずかしい」と「お金の管理（銀行でのお金の出し入れや生活費の管理など）がむずかしい」がそれぞれ22.8%の順となっています。

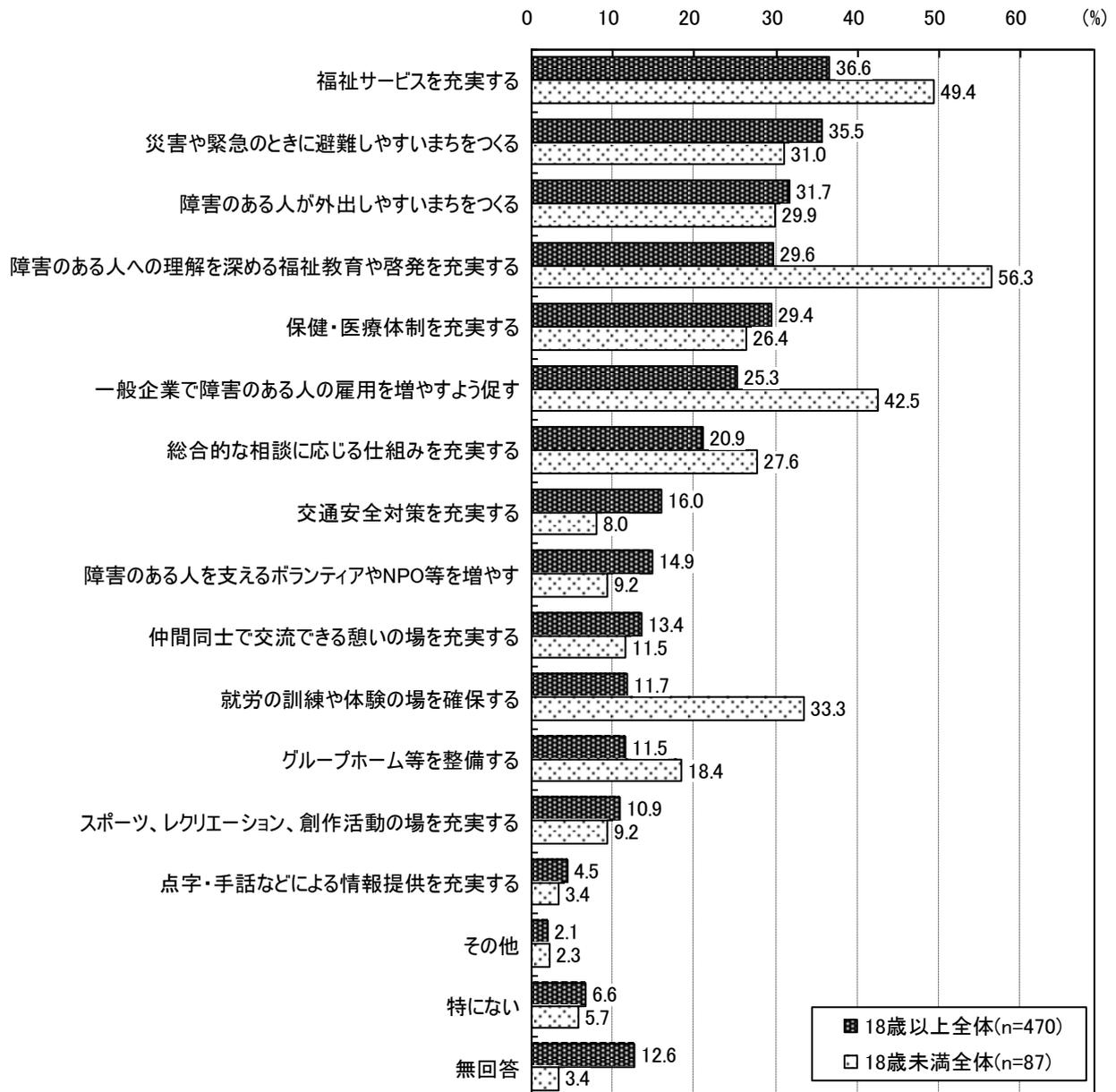
◆住み慣れた地域で安心した生活をするために、どのような支援があればよいと思いますか。(複数回答)



・「必要な福祉サービスが適切に利用できること」が44.9%と最も多く、次いで「経済的な負担の軽減」が40.6%、「介助・支援者の急病や障害のある人の状態が急変した際の受入や医療機関への連絡調整」が34.0%、「障害のある人に適した住居の確保」が33.0%、「365日対応できる相談窓口など、相談対応等の充実」が30.9%となっています。

障害者施策の方向性に関する意識

◆あなたが今後充実してほしい障害のある人への施策は何ですか。(複数回答)



- ・18歳以上では、「福祉サービスを充実する」が36.6%と最も多く、次いで「災害や緊急のときに避難しやすいまちをつくる」が35.5%、「障害のある人が外出しやすいまちをつくる」が31.7%、「障害のある人への理解を深める福祉教育や啓発を充実する」が29.6%、「保健・医療体制を充実する」が29.4%の順となっています。
- ・18歳未満では、「障害のある人への理解を深める福祉教育や啓発を充実する」が56.3%、次いで「福祉サービスを充実する」が49.4%、「一般企業で障害のある人の雇用を増やすよう促す」が42.5%、「就労の訓練や体験の場を確保する」が33.3%、「災害や緊急のときに避難しやすいまちをつくる」が31.0%、「障害のある人が外出しやすいまちをつくる」が29.9%の順となっています。

(2) 摂津市障害者施策に関する長期行動計画・障害福祉計画・ 障害児福祉計画にかかるアンケート調査・ヒアリング調査

① 障害福祉サービス事業所等

計画の策定に向けて、障害福祉サービス事業所、障害児福祉サービス事業所、相談支援事業所の事業・活動の状況や、本市の福祉施策、障害福祉サービスに対するご意見、次期計画に生かすべき点等を把握するために実施しました。

調査対象	市内の障害福祉サービス事業所等 35事業所
調査方法	記述式アンケート調査票の配布・回収、直接聞き取り（8事業所）
調査期間	令和2年(2020年)9～11月

《利用者からの依頼に対して、サービス提供できなかったこと》

	件数
新規契約を受け入れる余裕がなかった	6
希望された日（時間帯）に利用が集中し、対応できなかった	5
希望された日（時間帯）に、事業所としてサービスが提供できなかった	3
事業所では対応できないケースだった	3
利用目的がサービスの趣旨に合致しなかった	3
その他	3

《円滑に事業運営を進めていく上で、特に困難を感じること》

	件数
専門職の確保が難しい	18
職員の人材育成が難しい	13
事務作業が多い	11
利用者の継続的な確保が難しい	10
施設・設備の改善が難しい	4
利用者のニーズが把握しにくい	2
制度についての理解が進んでいない	2
その他	6

《人材確保にあたっての課題》

	件数
一定の技術を持つ人材の確保が難しい	18
特定の職種の確保が難しい	10
新規学卒者の確保が難しい	4
夜間や朝夕など人材の確保が難しい時間帯がある	4
転職や退職が多く人材の定着が難しい	4
その他	4

《人材定着・離職防止のために行っている取組み》

	件数
個人の希望に配慮したシフト設定	15
スキルや年数に応じた昇給の仕組み	13
仕事のやりがいづくり	13
悩みを相談しやすい職場づくり	13
スキルアップのための教育・研修の充実	12
有給休暇を取得しやすい環境づくり	12
子育てや介護との両立支援	11
業務内容の見直し・労働時間の削減	9
その他	3

《事業者として摂津市に望むこと》

	件数
障害福祉に関する最新情報の提供	8
事業者間の連絡調整の支援	6
サービス従事者への研修	6
市の障害者向けサービスの情報提供	5
サービス事業者のための相談	5
事業者に関する広報やPR	3
利用者のための権利擁護の推進	3
処遇困難者への対応と支援	3
他の事業者に関する情報の提供	4
ボランティアやNPOの育成	1
その他	10
特にない	7

主な自由記述意見・聞き取り内容

《地域生活の継続・移行について》

- ・ 家族だけでは対応できない家庭が多くなっているため、家族の負担を少しでも減らせるように支援できたらと思う。
- ・ 家族、当事者ともに高齢化が進むことで、親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる。それに対する支援は、既存の事業所だけでは対応しがたいもので、全市民的に取り組む必要がある。
- ・ 利用者の将来を見据えた長期ビジョン・計画を作成し関係機関と連携し進めていく。
- ・ 重度障害者への手厚い社会的介護環境。
- ・ 利用者からニーズの高いグループホームやショートステイの情報提供や整備と拡充。
- ・ 地域で暮らすためには、①地域住民の理解、②居住地確保、③支援体制の構築の3点が大きな課題。
- ・ 福祉サービスが利用できない軽度障害のある方が利用できるサービスやサポート。
- ・ 地域移行支援という形で制度上は存在しているものの、病院から押し出す力、地域の受け入れ体制ともに十分とは言えない。そして、相談支援事業所の現状は、地域移行を担える状況になく、退院支援に特化した体制づくりが必要だ。
- ・ 施設入所者や入院患者は介護度の高い人が想定される。重度障害者が地域生活を送るには、社会資源の拡充が求められる。相談支援としては社会資源の開発やサービス提供事業者への働きかけをしなければいけない。
- ・ 困難事例やうまくいったケースの概要報告など、抽出した地域課題を自立支援協議会に上げて、新たな資源の開発・提案を継続的にしていくことが必要。
- ・ 今まで以上に各事業所や機関がそれぞれの役割を確認し、それぞれの役割を補完し合う対応が必要になる。

《就労・社会参加について》

- ・ 就労に関しては多くの企業に障害者への理解を深めてもらうことが大切。
- ・ 就労に関しては雇用する側の障害の理解が乏しかったり、障害者＝能力が低いという考えが強いため、その点を改善していく機会が増えたり、障害者施設を実際に地域の方や企業の方に見学していただき、働いている場面を見てもらう機会を作ることは、障害のある人が社会参加していくうえで必要になってくると思っている。
- ・ 摂津市の企業との連携及び情報交換が必要。
- ・ 「障害者週間」における啓発活動などを通じて、その充実が図れることを期待する。
- ・ 社会参加等の促進に関しては、障害者が自由に利用しやすい場所があること、サークル等を作り参加を呼びかける旗振り役が必要。
- ・ 障害のある方や事業所が社会貢献できる取り組みや催しを、地域の方（自治会等）と一緒に企画する。市内の小学生、支援学校生の交流事業を開催する。
- ・ 当事者活動をこれまで以上に活発にするために、点を線に、線を面にしていく仕組みが必要のように感じる。

《災害など緊急時の対応について》

- ・災害が発生した際に避難所への移動は困難だと思われるが、日頃からの避難訓練は皆一緒に取り組むべきだと思う。災害時の物品などの購入なども。
- ・各事業所において日頃の消防訓練などから意識を持つておくことが求められる。災害等発生時のマニュアルも、その都度確認や見直しが必要だ。
- ・災害マニュアルは完備しているが、有事の際に機能するか不安だ。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止を踏まえ、マニュアルの整備、見直しが必要。
- ・避難先と保護者、関係機関とのより緻密な連絡網が必要。
- ・一次避難所での障害者に対する配慮や二次避難所への案内など障害児者に対する防災施策の詳細が見えてこない。また、議論は官民で行うべきだ。
- ・災害発生時、相談員がどこにいるかは複数パターンが考えられるため、日頃から連絡系統や連絡手段を確認しておくことが重要。また、単身利用者の安否確認の必要性も感じている。
- ・昔から言われてきた災害に関する対応と現在推奨されている対応との間で誤差が生じてきている。現在推奨されているものを取り入れ、新たに職員・利用者と共有していきたい。

《障害者差別の解消や地域住民の理解促進について》

- ・障害者への偏見は少なくなったと感じるが、未だ残っているのは事実。
- ・まだまだ地域の理解は難しい。特に自閉症や精神の方について理解されていない。
- ・国民への法の周知は遅れていると感じる。福祉従事者へは浸透しているが、一般の方への浸透はない様子。障害者雇用の現場において種々の問題が発生している。
- ・法施行による変化や理解の深まりはあまり感じません。近隣住民同士の関わりが深い地域では障害者への配慮を感じられるが、つながりの希薄な地域もある。
- ・理解してもらうため、壁を無くす活動は続けていかなくてはならない。差別や偏見はなくなりますが、薄めることはできると確信している。
- ・地域の方の理解は事業所立ち上げ時に比べると深まっているように思う。地域の方に理解を求めるだけでなく、事業所からも理解してもらえよう試みをしていく必要があると考えている。

《障害者虐待の防止について》

- ・虐待防止に対するマニュアルの整備を行い、毎年人権研修と虐待防止研修に取り組んでいる。また、日々の支援について自己、他者によるチェックを行い、会議にて振り返りを実施している。
- ・虐待につながる要因について理解する。障害の特性を知る、理解すること。
- ・不適切な支援の洗い出し、支援者の精神的負担の軽減が今後も課題であり、支援者等との面談を重ねながら、開かれた誰からも信頼される施設をめざす。
- ・事業所だけではなく、家族や学校等も一貫して個々の同じ課題に向き合い、ベクトルを合わせていかなければ虐待という陰の事柄を表にできないと思う。
- ・摂津市内でも研修開催や市内の事業所での情報交換の場が増えると、ふだん行けないスタッフも気軽に参加でき、より理解が深まるように思う。

《新型コロナウイルス感染症の感染拡大で困ったこと》

- ・相談支援における自宅訪問ができず、実態把握ができなかった。
- ・従業員が感染した場合、代わりに訪問に行くヘルパーがいないので対応に困る。
- ・施設や通所施設が自粛をされたので、ヘルパーは自宅待機になった。
- ・事業所が利用自粛を促し、短期入所等の利用ができず、家族の負担が大きくなった。
- ・事業収入（利用者さんの工賃になる収入）が大幅に減収となっている。
- ・利用者にはマスクを付けられない方が多く、また3密を防ぐことも難しい環境の中、感染予防のための消毒やマスク、手袋などの衛生用品の確保が難しい時期があり、働く職員も不安を感じることもあった。
- ・施設利用者は基礎疾患のある方が多く、新しい生活様式を理解していただくことも難しい。施設でクラスターが発生した時の応援体制づくりや、体調不良がうかがえる利用者や職員が、すぐにPCR検査を受けることができるようにしてほしい。
- ・感染リスク等における報道の過熱により、精神疾患の利用者を中心に不安感にかられた結果、出勤できなくなったり、電車での通勤が不安になったことによる休みなどが増えた。
- ・開所継続の通知を提示するのであれば、各事業所における備品の有無に関する情報収集や不足している場合には配布するなど、各事業所が安全に事業継続ができるよう努めていただきたかった。
- ・緊急事態下における障害者支援にかかる行政の役割、自立支援協議会の役割、基幹相談支援センターの役割、相談支援の役割など役割分担を平時に明確化しておくことが必要。行政はそのためのリーダーシップをとっていただければと思う。

《計画策定について》

- ・必要なところに必要な支援が行き渡るよう、社会情勢や実態に合わせて障害福祉施策も柔軟に変化していくことが理想ではないかと思う。
- ・障害当事者や事業者の様々な意見を反映し、バランスの取れた計画となることを希望する。
- ・医療的ケアが必要な方の災害時の避難計画が必要。
- ・重度知的障害者や発達障害のある人（児者とも）への合理的配慮策の策定が急務だと思う。
- ・重症心身障害児や医療的ケア児が身近で利用できる活動の場がまだまだ少ないように感じる。

② 障害者（児）関係団体

計画の策定に向けて、障害者（児）関係団体の事業・活動の状況や本市の福祉施策、障害福祉サービスに対するご意見、次期計画に生かすべき点等を把握するために実施しました。

調査対象	市内の障害者（児）関係団体 6団体
調査方法	記述式アンケート調査票の配布・回収、直接聞き取り（全団体）
調査期間	令和2年(2020年)9～11月

主な自由記述意見・聞き取り内容

《団体としての課題や問題点等》

- ・ 会員の高齢化とともに会員数が減少。
- ・ より広範な障害者や家族の結集を図ること。
- ・ 会員の高齢化により活動の集合場所に自力での参加がしにくくなっている。
- ・ コロナ禍により安心して活動を再開するために必要な対策や準備が整わない。会員が集う機会もなく、親睦が希薄になっていく。
- ・ 福祉サービスが充実したことにより、障害児とその家族が休日や長期休暇の過ごし方に困ることが少なくなり、活動への参加を希望する人が大幅に減少した。

《生活環境の整備改善》

- ・ 公営住宅は築年数の古い所も多く、下肢障害や視覚障害のある人は暮らしにくい。
- ・ 空室があれば高層階に暮らす障害者が低層階に引っ越せる等の配慮があればよい。
- ・ 歩道と車道の境がわからない場所が多々ある。
- ・ 市内循環バスの路線運行の延長をお願いしたい。

《雇用・就労の充実》

- ・ 肢体不自由があっても働けるように就労継続支援A型事業所等にバリアフリー化のための改修工事費等の補助があればよい。
- ・ 他市の事業所を利用する場合、交通費等が負担となっている。
- ・ 雇用・就労に向けて基礎を学べ、いろいろな仕事の体験ができる場があれば拡大につながるのではないかな。
- ・ 障害者で就労を希望する者の現実には厳しい。募集者数は少なく、職種も限られている。しかも大部分は非正規雇用で安定した立場にない。
- ・ 市内の企業や事業所に障害者雇用を増やすように働きかけてほしい。その際には合理的配慮が必ずされるように伝えていただきたい。

《保健・医療の充実》

- ・通院等で公共交通機関を利用できない人はタクシー代等が負担になっている。移送サービスの利用要件が緩和されれば助かる人が多いと思う。
- ・食生活や飲酒・喫煙等の習慣を変えられず、生活習慣病が重症化している人が多いように感じる。生活改善の啓発等をしてほしいかもしれない。
- ・自宅で暮らす障害児者に保健・医療が行き届くように、保健センターで障害のある児者が優先される日を特別に設定してほしい。
- ・医師の障害への理解が進み、障害者が安心して受診できるよう、医師会に要望を伝えてほしい。

《療育・教育の充実》

- ・障害のある子どもたちが幼児期、学童期と切れ目のない教育・支援が受けられるよう、関係機関同士の連携をより一層強化するようにしてほしい。
- ・障害のある子どもの療育は、特に母親に対しての支援が必要と思う。
- ・市教委のリーフレット「摂津市の就学相談」は、就学時の進路決定のわかりやすさにつながった。市内の学校の様子や就学などの情報が市外の療育機関に通う子どもの保護者に伝わっていないので、伝わるように何らかの措置をお願いしたい。
- ・市内の体育館等で何か障害者向けのスポーツイベントがあれば、参加したい人はいると思う。障害のある人やその関係者がいつでも気軽に立ち寄れ、情報なども得られてちょっとした集まりもできる障害者センター等の設置をしてほしい。

《生活支援の充実》

- ・事業所の拡充等もあり、比較的利用者本人や家族の意向に沿った形で福祉サービスを利用できているように思う。
- ・計画相談が導入されたことで、障害福祉サービス利用者の意向を確認した上で適切な支援が利用できる状況になったことはよかったと思うが、サービスありきで障害者の生活を組み立てようとするリスクもあるように思う。
- ・本人と家族の意向が異なる場合、家族の意向がより強く反映されたサービス利用になることが多いことが気になる。
- ・日曜日や休日は介助者・支援者がいないので社会参加ができない。
- ・家族などに急なアクシデントがあった時に、昼夜問わずすぐに利用できる施設を。
- ・地域移行については、本人が希望しても受け入れる側の問題で進まない現状がある。重度の障害があっても社会の一員として普通の暮らしが可能となるよう、官民連携して取り組む必要がある。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う移動支援やショートステイ等の福祉サービスが受けられないための損失が大きい。感染症対策を行いつつ、利用者が日常に近い生活が送れる手立てを考えるよう、事業所に伝えてほしい。
- ・計画相談に携わっていただける職員さんの充実した研修を。

《障害のある人の尊厳を保持する地域づくりの促進》

- ・ 障害者が外に出て行くことが一番。障害者が住みやすい街は誰もが住みやすい街だという認識が広がるよう啓発し、都市開発が進んでいけばいい。
- ・ 市全体の啓発活動の充実や障害者センターを設置することで、障害のある人が生きる姿、活躍する姿が市民の目に触れるようにすることが必要ではないか。
- ・ 障害者差別解消法の制定はあくまでもスタートで、そこから繰り返しの周知が必要だ。「誰であっても排除しない」という認識に社会が立てるかどうかだと思う。
- ・ ハード面のバリアフリー化は解消されつつあるが、ソフト面で「共生社会」の実現は程遠いと感じた。
- ・ 就労する上で合理的配慮は必要にもかかわらず、就労の機会が減ることを恐れて合理的配慮を要求しにくい現実がある。
- ・ 障害のある人の家族が、隣近所の方々に挨拶をすることから理解が始まると思う。
- ・ 理解しにくい発達障害や精神障害などについて、どういう障害なのかを科学的に理解することが必要。それによって障害者の行動を理解することができるようになる。
- ・ しんどくなった時に「SOS」コールや愚痴を言える相手があれば、虐待に至らないのではないかと思う。
- ・ 本人や家族の希望があれば障害者が住んでいることを民生委員に伝えるというシステムを作ってもよいのではないか。

《災害時の障害者への対応》

- ・ 身体状況や判断能力等から、災害時は自力での避難が困難な方が多くおられる。地域単位での災害時のシミュレーションが必要だ。
- ・ 災害・緊急時に支援を必要とされる人が抜け落ちないためにも、日常的な把握と地域で孤立していないか確認が必要。障害のある人たちも地域で行われる消防訓練などには積極的に参加し、地域住民に意識してもらうようにしなければならない。
- ・ 一次避難所に福祉スペースを設置する等の配慮があればと思う。また、平常時からの情報提供が必要だと思います。
- ・ 障害の有無にかかわらず、誰でも見やすくわかりやすい災害・緊急時のサポートマニュアルを市民に配布する。
- ・ 避難所を運営する自治会と障害者とその家族がつながる工夫を考えてほしい。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の対策を踏まえ、全市民が安心・安全な多目的避難所の開設に取り組んでもらいたい。

《計画策定について》

- ・ 障害のある人が自主的・自立的に活動できる拠点・交流の場として「(仮称)障害者センター」は必要だと考える。
- ・ ヒアリング調査を通じて要望が聞いてもらえる場があることは、障害者の困りごとを知ってもらえるので、大変喜ばしい。障害者にとって暮らしやすい生活に近づくように一緒に考える姿勢がほしい。

摂津市障害者施策に関する長期行動計画

(第4次:前期計画中間見直し)

第6期摂津市障害福祉計画

第2期摂津市障害児福祉計画

令和3年3月

発行 摂津市 保健福祉部 障害福祉課
摂津市 次世代育成部 子育て支援課
大阪府摂津市三島一丁目1番1号
T E L 06-6383-1111 (大代表)
072-638-0007 (代表)
F A X 06-6383-9031